

平成 22 年第 2 回多賀城市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 22 年 6 月 16 日（水曜日）

◎出席議員（20 名）

議長 石橋 源一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 森 長一郎 議員

8 番 雨森 修一 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 阿部 五一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（1 名）

15 番 松村 敬子 議員

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 昇市

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

税務課長 鈴木 学

保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 大森 晃

道路公園課長 鈴木 弘章

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝

教育委員会事務局理事(兼)文化財課長 高倉 敏明

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

管理課長 小幡 誠志

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

---

午前 10 時 00 分 開会

○議長(石橋源一)

皆さん、おはようございます。

梅雨に入り、きょうは小雨の中、本会議開会に御出席をいただきましてありがとうございます。

あすはあやめまつりの開会式ということで、本会議場にもアヤメがきれいに咲いておりますようにきっとすばらしい天気になるのではないかなと、こんな思いをいたしておるところでございます。

どうぞ6月定例議会、慎重なる御審議を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

これより平成22年第2回多賀城市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋源一）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第99条の規定により、議長において米澤まき子議員及び金野次男議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（石橋源一）

日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月22日までの7日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は7日間と決定いたしました。

---

○議長（石橋源一）

この際、諸般の報告をいたします。

本日、15番松村敬子議員から本日の本会議に出席できない旨、会議規則第2条の規定により届け出がありました。

去る4月7日、金野次男議員、阿部五一議員、竹谷英昭議員から、議会運営委員会委員を辞任したい旨、申し出がありましたので、委員会条例第13条の規定により、これを許可いたしました。また、同日付で、伏谷修一議員、金野次男議員、竹谷英昭議員を委員会条例第7条第1項の規定により議会運営委員会委員に選任いたしました。

以下、諸般の報告は、お手元に配付いたしました文書のとおりであります。

この際、朗読は省略をいたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

---

○事務局長（伊藤敏明）

ここで、諸般の報告にも記載されておりますが、全国市議会議長会定期総会におきまして、議員在職 15 年以上で雨森修一議員、中村善吉議員が表彰を受けられましたので、表彰状の伝達を行います。

初めに、雨森修一議員、演壇へお進み願います。

（表彰状伝達）

○事務局長（伊藤敏明）

次に、中村善吉議員、演壇へお進み願います。

（表彰状伝達）

○事務局長（伊藤敏明）

続きまして、阿部五一議員におかれましては、石油基地防災対策都市議会協議会から、同協議会副会長としての御功績により感謝状をいただいておりますので、伝達を行います。

（表彰状伝達）

○事務局長（伊藤敏明）

以上で表彰状並びに感謝状の伝達を終わります。

○議長（石橋源一）

ただいま感謝状そして表彰状を授与されました 3 名の議員の方々、本当に御苦労さまでございました。これからもどうぞよろしくお願いを申し上げます。

---

### 日程第 3 行政報告

○議長（石橋源一）

日程第 3、行政の報告に入ります。

市長の登壇を許します。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

市議会第 2 回定例会が開催されるに当たり、市政運営に対する議員各位の御協力に対し厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本議会に御提案申し上げます案件は、報告 3 件、専決処分 3 件、人事 1 件、条例 4 件、補正予算 2 件、その他 2 件であります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

それでは、第 1 回定例会以降、今日までの行政の状況につきまして、その概要を報告いたします。

初めに、市長公室について申し上げます。

まず、行政経営関係ですが、第五次多賀城市総合計画策定関係につきましては、今月 5 日に文化センターにおいて「まちづくりシンポジウム」を開催し、市民約 700 名の方に参加をいただきました。本市行財政経営アドバイザー天明茂氏による基調講演のほか、東北学院大学の先生方とまちづくり懇談会メンバーによる「市民創造のまちづくりプラン」の発表が行われました。また、「まちづくりと市民の関わり方」をテーマとしたパネルディスカッションでは、市民主体の活気あるまちづくりのあり方や総合計画と市民のかかわりについて大変有意義な討論をしていただきました。

総合計画審議会につきましては、学識経験者、公募に応じた市民、公共的団体の役員、まちづくり懇談会メンバーによる 25 名を審議会委員として委嘱し、4 月 22 日に第 1 回目審議会を開催しております。また、今月 10 日に第 2 回目の審議会を開催し、基本構想等の審議を行っていただいております。

次に、プロジェクト推進関係ですが、多賀城駅北開発株式会社につきましては、5 月 29 日の株主総会において、平成 21 年度事業報告、会計決算、平成 22 年度の事業計画等が審議され、原案のとおり議決されました。地方自治法の規定に基づき、経営状況を説明する書類を作成し、配付しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

中心市街地活性化につきましては、多賀城市中心市街地活性化協議会設立準備会の参加を得て、経済産業省支援事業の「中心市街地活性化の取り組みに対する診断・助言事業」を行いました。この事業では、「中心市街地の目指す方向性の確認」と、多賀城らしさを踏まえた「中心市街地活性化の具体的事業計画案の検討」という二つの検討課題を設定し、経済産業省から委託された専門家と議論を進めてまいりました。2 月 13 日には、総勢 80 名の出席のもと報告会を開催し、専門家からのコメントや事例紹介、同設立準備会からの意見発表が行われました。

八幡地区の工業団地化構想につきましては、平成 21 年度の調査において、対象地区の南西部に一部遺構を確認したものの、それ以外に遺構の広がりや年代等までは明らかにすることができませんでした。当該地区の工業団地化をスムーズに進めるためにも、今年度も引き続き埋蔵文化財の試掘調査を行う予定です。

（仮称）多賀城インターチェンジ早期整備の実現に向けた取り組みにつきましては、早期整備を待ち望む地元住民がみずから発起し、昨年 12 月 18 日に総勢 750 名の参加のもと総決起大会が開催されました。その後、同協議会と本市が連携し、国や国会議員等に対して要望活動を行ってまいりました。

さらに、前原国土交通大臣による事業予定地の現地視察を実現すべく要望を重ねてきたところ、5 月 30 日に三陸自動車道並びに（仮称）多賀城インターチェンジ事業予定地を車中より視察していただきました。

また、石巻市内のホテルにおいて、（仮称）多賀城インターチェンジ整備促進協議会の会長を初め 4 名の役員の皆様とともに、前原大臣に直接陳情する機会を得ることができました。私どもの要望を受けとめた前原大臣からは、仙塩道路の 4 車線化及び多賀城インター

等仙台都市圏の自動車専用道路ネットワークの整備については、現在整備中の各事業の効果や交通利用状況等を踏まえて検討していきます、今後も市長と緊密に連携をとって進めていきたいと考えているので、よろしくお願ひしたい」との回答をその場でいただいたところでございます。

長崎屋跡地につきましては、所有者のお1人が3月12日に破産手続を開始されたことから、当該土地の一体的かつ健全な開発が阻害されないよう、破産管財人と逐次協議を行っております。

次に、総務部について申し上げます。

まず、総務課関係ですが、職員のメンタルヘルスケアにつきましては、4月1日から医療法人菅野愛生会緑ヶ丘病院の精神科医を嘱託医として配置し、職員が健康で安心して働くことができる職場環境づくりに努めております。

多賀城市総合行政情報システムへの移行につきましては、4月から文書管理システム等の内部情報系の運用を開始しております。

また、訴訟事務関係につきましては、多賀城駅北開発株式会社に対する「多賀城市市街地再開発事業費補助金」の交付が違法であるとして5月18日に住民訴訟が提起されました。第1回口頭弁論期日は今月29日、仙台地方裁判所で行われます。

次に、地域コミュニティ課関係ですが、市民活動推進関係につきましては、住民自治基盤形成事業「おらほのまち彩発見こみゆにていプロジェクト」を昨年7月末から市内4地区において延べ17回開催しました。3月13日には4地区合同で学習交流会を開催し、これまでの成果を皆さんと共有しました。この取り組みは、今年度も継続して実施してまいります。

友好都市関係につきましては、5月22日、23日に奈良市で「姉妹都市ウィーク」が開催され、多賀城鹿踊保存会、万葉まつり実行委員会の皆様が出演しました。また、観光協会及び宮城黒川地域地場産業振興協会にも御協力いただき、物産、観光をPRすることができました。なお、会場となった「なら100年会館」には「多賀城碑」のレプリカを今月末まで展示していただくことになりました。

広報誌関連につきましては、4月号から紙面の一部をリニューアルし、読みやすさに配慮したユニバーサルデザインの書体を取り入れました。今後も、市民ニーズに即した誌面の充実を図ってまいります。

次に、管財課関係ですが、多賀城市土地開発公社の平成21事業年度事業報告書及び平成22事業年度事業計画並びに予算書を地方自治法の規定に基づき作成し、配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

3月に発生した株式会社パスコによる個人情報データの紛失事故につきましては、次の3点の対応をいたしております。1点目は、契約上の違反行為に対し、平成22年4月26日から同年8月25日までの4カ月間の指名停止措置を行いました。2点目は、当該事故に伴う職員の事務従事人件費相当額72万9,193円の損害賠償請求をし、既に納付されております。3点目として、本件の事故を踏まえ、一層の個人情報管理の徹底及び再発の防止を図ることを目的として、個人情報保護取り扱い事務の委託基準を一部改正しました。

市内に点在している倉庫の老朽化と不便性解消のため、市庁舎西側駐車場の奥に資機材倉庫を新築しました。今後は、資機材の集中管理により効果的な行政サービスを図ってまいります。

庁舎前花壇のポエムシティガーデンにつきましては、スポンサーを募集したところ、企業・団体から 12 件、個人から 4 件の申し込みがあり、総額 16 万 2,000 円の協賛金をいただきました。協賛いただいた方々については市ホームページで御紹介させていただくとともに、樽鉢プランターに企業名等を掲示しております。

次に、交通防災課関係ですが、交通安全対策関係につきましては、関係団体の参加及び協力のもと、4 月 6 日から同月 15 日まで「子供と高齢者の事故防止」を基本として「春の交通安全市民総ぐるみ運動」を実施し、市内各地区において「安全運転でユキナ菜作戦」街頭キャンペーン活動を展開しました。

「飲酒運転根絶の日」である 5 月 22 日には、多賀城市文化センターにおいて「飲酒運転根絶県民大会」を県、県警本部、当市の 3 者の主催により開催し、「飲酒運転からみたアルコール依存症」と題した講演や、仙台育英学園の生徒たちによる飲酒運転根絶宣言を通じて、飲酒運転の根絶に関する知識の普及を図りました。また、市内飲食店約 200 カ所を訪問し、飲酒運転根絶に向けた協力を呼びかけました。

防犯対策関係につきましては、「みんなの笑顔を守る防犯まちづくり基本計画」に基づく「多賀城市防犯まちづくり推進協議会」を設立すべく、準備会を 3 月 25 日に開催しました。

また、自転車盗難抑止のため、4 月 20 日と 5 月 20 日に市内 JR 各駅駐輪場において啓発活動を行ったほか、5 月には自転車盗難予防チラシを作成し、市内の全中学校の生徒に配布しました。

消防関係につきましては、消防団第 6 分団の消防ポンプ車を更新配備しました。

防災関係につきましては、5 年に 1 度の多賀城市総合防災訓練を今月 13 日に陸上自衛隊多賀城駐屯地を会場に実施しました。地域住民や関係機関、事業所など総勢 1,850 名の方に参加をいただきました。

次に、市民経済部について申し上げます。

まず、生活環境課関係ですが、家庭ごみの出し方につきましては、今年度から新たに市内の収集 6 地区別にごみ収集カレンダーを作成し、広報 4 月号とともに各家庭に配布しました。

また、3 月 29 日から 4 月 2 日まで市役所 1 階ロビーで、転入者約 120 名の方にごみ収集カレンダーを配布し、家庭ごみ分別の説明を行いました。

今月の環境月間に合わせ、5 月 31 日から今月 11 日まで、環境に対する関心を高めるため、環境市民団体と連携して、市役所 1 階ロビーで環境パネル展を開催しました。

七ヶ浜町公園墓地「蓮沼苑」につきましては、今年度分の使用権として 50 区画分を取得し、昨年度分と合わせて 100 区画分を取得しました。

次に、市民課関係ですが、従来、3 月と 4 月の繁忙期に窓口を午後 7 時まで延長していましたが、ことしは年度を挟む土曜日と日曜日の午前 9 時から午後 5 時まで窓口を開設し、その結果、4 日間で延べ 230 名の方が訪れました。平日の受付が困難である利用者には大変好評で、平日の窓口混雑の緩和にもつながることから、今後も継続していきたいと考えております。

次に、農政課関係ですが、農林水産省の「ため池百選」に宮城県内からは加瀬沼が 3 月 11 日付で選定されました。加瀬沼は、全国に約 21 万あるため池の中から、農業の礎、歴史・

文化・伝統、景観、生物多様性、地域とのかかわりにおいて、「ため池百選選定委員会」から秀でた特徴があると認められました。

次に、商工観光課関係ですが、雇用対策につきましては、就職が内定していない市内居住の高校新卒者を対象に臨時職員を募集し、4月から5名を雇用しております。

観光関係につきましては、仙台・宮城伊達な旅キャンペーンが2年目に入り、4月からは多賀城駅・国府多賀城駅を起点として市内を散策する「JR 駅長おすすめの小さな旅」や「県内の花めぐり・味めぐりフラワースタンプラリー」等を開催しております。

次に、保健福祉部について申し上げます。

まず、こども福祉課関係ですが、浮島保育所の改築工事が3月末に完了し、入所定員が90名から100名にふえたほか、保護者が急用などの際に子供を預かる一時保育事業につきましても、1日当たり10名の定員で受け入れを行っております。

あかね保育所の運営につきましては、これまで大新東ヒューマンサービス株式会社に委託しておりましたが、同社が出資設立した社会福祉法人「おひさまと月の里」が4月1日に設立認可を受けたことから、今年度は同法人に委託を行っております。

過密化の解消が課題となっておりました城南小学校「もみじ学級」につきましては、この4月から2クラスに分級しております。分級後は、従来の教室に1・2年生68名が入級し、新教室には3年生29名が入級しております。今後、過密化が著しい「すぎのご学級」などの過密化解消に努めてまいります。

子ども手当につきましては、中学生のいる家庭や所得制限により児童手当を受給していなかった保護者など、今回の制度により新たに支給対象となった保護者に対しまして、4月末に申請書を郵送し、受け付けを開始しております。第1回目の支給は今月10日に口座振り込みにより支給しており、支給件数は4,861件、支給金額は2億220万2,000円となりました。なお、受給要件を満たしていながら、まだ申請されていない保護者に対しまして、申請催促のお知らせをしております。

次に、健康課関係ですが、妊婦健診関係につきましては、14回分を公費助成し、3月末現在で交付者数は780名、助成回数は7,966回となりました。

特定健康診査につきましては、健診の結果、特定保健指導対象になった方々への指導を昨年7月から6カ月間行い、167名の生活習慣の改善を図りました。

新型インフルエンザ対策につきましては、ワクチン接種費の全額または一部の公費助成を3月末まで行い、接種者は6,978名、助成金額は1,080万750円となりました。

次に、介護福祉課関係ですが、高齢者の就労支援やコミュニティ増進を目的とした多賀城市シルバーワークプラザが完成し、4月1日に開館いたしました。4月中の利用者登録数は671名を数え、高齢者の新たな活動の場として御活用いただけるものと思っております。

また、平成24年秋に、高齢者の健康増進や社会参加、活力ある長寿社会の形成を目的として、第25回全国健康福祉祭（ねんりんピック）宮城・仙台大会が宮城県で開催されることになりました。3月16日付で大会の基本構想が決定し、本市は将棋の文化交流大会開催地に決定しました。

次に、国保年金課関係ですが、昨年度から開始しました国民健康保険被保険者を対象とした脳検診助成事業につきましては、受診者の方々の利便性を図るため、今年度から、医療機関窓口で助成金額を差し引いた自己負担分のみで受診できる現物給付方式に変更いたし



ました。なお、対象者 1,747 名に対し 4 月 15 日に案内文書を発送し、5 月末現在の助成希望者は 432 名となっております。

次に、建設部について申し上げます。

まず、都市計画課関係ですが、市営住宅にあきが生じたときのために次の入居者を事前に決定しておく市営住宅入居補欠者募集を今月 14 日から 18 日まで実施しております。

また、高橋四丁目地内に建設中の借り上げ市営住宅につきましては、市営山王住宅に入居されている方への入居説明会を 4 月 28 日に実施しました。市営山王住宅からの移転者が確定した後、それ以外の入居者の募集を 7 月中に実施する予定です。

次に、多賀城駅周辺整備課関係ですが、宮城県が施行している仙石線多賀城地区連続立体交差事業につきましては、3 月 31 日付で事業期間を平成 26 年 3 月 31 日まで 2 年間延長する事業認可変更手続を完了したことにより、同時施行である多賀城駅周辺土地区画整理事業につきましても事業期間延伸の変更手続などを進めていく予定です。

次に、道路公園課関係でございますが、市道鶴ヶ谷団地一号線外 2 線道路改良工事及び市道志引団地十三号線外 1 線舗装工事の 2 件を発注しております。

また、市民や本市を訪れる方々に憩いと安らぎを与えるため、今年度から多賀城駅前と国府多賀城駅前に花の樽鉢及び花苗を提供していただくスポンサーを募集しており、5 月末現在で 17 団体、23 口の申し込みがありました。

次に、下水道部について申し上げます。

建設事業につきましては、起債事業で汚水柵設置工事等を 2 件、単独事業で高崎除塵機設備移設工事等を 3 件発注しております。

次に、教育委員会について申し上げます。

まず、教育総務課関係ですが、学校施設の耐震化につきましては、天真小学校及び第二中学校の第 1 期分の地震補強等工事が 3 月 19 日に完了しました。なお、第 2 期分につきましては、3 月 4 日に契約を締結し、工事に着手しております。

また、多賀城東小学校の安全管理対策工事につきましては、2 月 26 日に工事が完了しました。3 期校舎及び屋内運動場の窓ガラスを強化ガラスに変更するとともに、不審者侵入防止のため、外周フェンスを 1 メートルかさ上げし、防犯カメラを 8 カ所に設置しております。

山王小学校の児童数増加に伴う普通教室への改修工事につきましては、3 月 19 日に完了しました。

第二中学校及び多賀城八幡小学校の校庭防球ネットフェンス設置工事につきましては、それぞれ 1 月 31 日及び 3 月 29 日に完了しました。第二中学校には高さ 10 メートル、多賀城八幡小学校には第二中学校のネットを再利用し、高さ 7 メートルの防球ネットフェンスを設置しております。

平成 21 年度の繰り越し事業である小中学校太陽光発電設備設置工事につきましては、3 月 29 日及び 5 月 26 日に契約を締結し、工事に着手しております。

同じく繰り越し事業である城南小学校屋内運動場の大規模改造工事につきましては、3 月 30 日に契約を締結し、工事に着手しております。

次に、生涯学習課関係ですが、3月5日から同月7日までの3日間、利用者が学びの成果を発表する「文化センターまつり」を開催し、2,702名の来場者がありました。

3月31日に山王地区公民館体育館の改修工事が改良したことを記念し、落成式を行いました。式では、山王小学校の「ほなみ合唱団」と第二中学校の吹奏楽部による記念演奏会が行われました。

放課後子ども教室につきましては、多賀城小学校が4月23日から、また今年度からは多賀城八幡小学校を追加し5月10日から、それぞれスタートしております。

東北学院大学との連携事業として、大学公開講座を5月19日に開講し、60名の受講がありました。7月7日までの毎週水曜日、全8回のカリキュラムで実施されております。

次に、文化財課関係ですが、3月18日、平成21年度第2回文化財保護委員会が開催され、市指定文化財の候補として天童家文書について諮問した結果、指定すべきであるとの答申を受けました。その後、5月27日の教育委員会において、市指定文化財として決定いたしました。

3月24日、特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画に係る第2回策定委員会を開催し、策定の目的と方針について審議していただきました。

多賀城史遊館では、資料展「くらしの中の甕」を3月21日から5月30日まで開催しました。発掘されたものから現代のものまで、暮らしの中でさまざまな用途に使われていた様子を紹介したもので、開催期間中の入館者数は806名でした。

なお、埋蔵文化財調査センター展示室につきましては、多賀城跡調査50周年記念事業として開催する特別展「発掘された日本列島2010」の準備のため、4月1日から9月13日まで臨時休館としております。

最後に、上水道部について申し上げます。

4月に水道料金の引き下げを行いました。

今回の料金引き下げは、仙南・仙塩広域水道用水の受水料金が値下げされたこと及び経営の効率化と経費節減により可能となったもので、水道事業を開始してから初めての値下げとなったものです。

今月1日から7日までの間、「水道に 寄せる信頼 飲む安心」をスローガンとした第52回水道週間が開催され、今月4日には、本市の水源である七ヶ宿ダム湖畔クリーン作戦に参加しました。

また、公用車に「安全・安心な水道水」のステッカーを張りPRに努めるとともに、水需要の回復及び拡大を図っております。

今月13日に開催された多賀城市総合防災訓練においては、本市と「災害時における水道施設等の応援に関する協定」を締結する多賀城市管工事業協同組合との連携により、水道管応急復旧訓練及び応急給水訓練を行いました。

以上、第1回定例会以降、今日までの行政の概要を申し述べましたが、今後とも議員各位の御支援、御協力をいただきながら、施策の遂行に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

---

日程第 4 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

○議長（石橋源一）

日程第 4、報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員をして報告書を朗読させます。

（局長 報告書朗読）

○議長（石橋源一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書についてであります。これは平成 21 年度多賀城市一般会計歳出予算のうち、資機材倉庫整備事業ほか 29 件に係る経費 17 億 997 万 1,648 円を繰越明許費として繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては関係部長等から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

それでは、2 ページをお開きください。

平成 21 年度多賀城市繰越明許費繰越計算書の各事業ごとの詳細説明に先立ちまして、今回繰り越した事業の概要について御説明申し上げます。

今回、一般会計における繰り越し事業は 30 事業になります。例年と比較いたしまして件数が増えてございますが、そのうち国の第 1 次補正予算に関連する繰り越し事業が 13 事業、同じく第 2 次補正予算に関連する事業が 4 事業の計 17 事業となっております。国の第 1 次補正予算は、平成 21 年 5 月 29 日に成立したものでございますが、同補正予算による安全・安心学校づくり交付金等の国の補助確定の時期との関係から、本市での補正予算を 12 月議会に上程するなど年度内執行が困難であったことが繰り越しの主な原因でございます。

また、国の 2 次補正予算は、平成 22 年 1 月 28 日に成立したものであったため、同補正予算による地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用する事業については、年度内執行が困難であったことが繰り越しの主な原因となっております。

以下、平成 21 年度多賀城市繰越明許費繰越計算書の款項に従いまして、関係部長等から詳細説明がありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

それでは、初めに2款1項総務管理費でございますが、資機材倉庫整備事業で、平成21年度補正予算(第7号)で補正しました事業でございます。繰越額は3,620万1,000円で、財源の内訳は記載のとおりでございます。

これは、国の第1次補正予算で財源措置された地域活性化・経済危機対策臨時交付金に係る実施事業で、予定しておりました勤労青少年ホーム解体工事の着手が本年3月に完成した資機材倉庫の完成後となることから、解体工事費分を繰り越したものでございます。

工事完了は9月末を予定しております。

次に、公共施設トイレ改修工事についてでございます。平成21年度補正予算(第8号)で補正した事業でございますけれども、金額、翌年度繰越額とも3,081万1,000円で、財源の内訳は記載のとおりでございます。

これは国の補正予算で財源措置された地域活性化・きめ細かな臨時交付金に係る実施事業で、支給開始から完成まで時間を要することから繰り越したものでございます。

事業の内容ですが、多賀城市の社会教育施設などのトイレにおいて、一部の和式便所をウォシュレットつき洋式便所へと改修することにより高齢者の方や妊婦さんなどへの利用環境の向上を図るためのものでございます。対象施設は、大代地区公民館、市立図書館、総合体育館、市民プール、市民テニスコート、母子健康センターの6施設でございます。

○議長(石橋源一)

保健福祉部長。

○保健福祉部長(内海啓二)

3款民生費2項児童福祉費、子ども手当支給システム構築業務で、金額等は記載のとおりでございます。

子ども手当の支給準備のために繰り越したもので、システムの構築業務は平成22年5月31日に完了し、先ほど市長の行政報告にもありましたとおり、6月10日に第1回目の手当を支給してございます。

○議長(石橋源一)

市民経済部長。

○市民経済部長(永澤雄一)

6款3項水産業費養殖施設等緊急対策事業費負担金につきましては、金額及び翌年度繰越額は38万6,000円でございます。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

これは、平成22年2月28日、チリ中部沿岸地震による津波被害を受けたノリ、ワカメ等養殖施設の処分費用でございます。

なお、激甚災害指定については、当初、今月中旬から下旬との見通しでしたが、調査要領がまだ国から示されていないため、宮城県では調査を実施できずにいるのが現時点での進捗状況でございます。そのため、完了の時期については現時点で報告できないことを申し添えます。

○議長(石橋源一)

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長(佐藤昇市)

8款4項都市計画費でございます。

一つ目が、歴史的風致維持向上計画策定業務でございます。金額、翌年度繰越額とも250万円でございます。これは、国の認定に向けた文化庁、国土交通省及び農林水産省との協議に時間を要したことによる遅延で、事業の完了は12月末を予定しております。

次に、事業名が志引団地十三号線外1線道路改良事業。これは、まちづくり交付金でございます。金額は7,900万円に対し、工事契約の確定及び工事費の前払い等により、5,520万円が翌年度繰越金額でございます。財源の内訳につきましては、記載のとおりでございます。これは国の平成21年度第1次補正予算に対応したことにより繰り越したもので、事業の完了は7月末を予定しております。

次に、事業名が市道留ヶ谷線道路改良事業。同じく、まちづくり交付金でございます。金額は2,610万円に対し、工事契約の確定及び工事費の前払い等により、1,190万円が翌年度繰越額でございます。財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。これは、みやぎ生協の工作物移転に時間を要したことによるものでございまして、事業の完了は9月末を予定しております。

次に、事業名が旭ヶ岡街路一号線外8線道路改良事業。同じく、まちづくり交付金でございます。金額は3億8,300万円に対し、工事契約の確定及び工事費の前払い等により、翌年度繰越額が2億4,673万円でございます。財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。これも、国の平成21年度第1次補正予算に対応したことにより繰り越したもので、事業の完了は9月末を予定しております。

次に、事業名が都市計画道路高崎大代線外1線道路改築事業。これは通常費でございます。金額が4,000万円に対し、工事契約の確定及び工事費の前払い等により、翌年度繰越額が1,090万円でございます。財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。これは、さきに説明しました市道留ヶ谷線の関連事業であり、協議調整に時間を要したことによるものでございます。事業の完了は9月末を予定しております。

次に、事業名が高崎大代線外1線道路改築事業。まちづくり交付金でございます。金額1億500万円に対し、工事契約の確定及び工事費の前払い等により6,640万円が翌年度繰越額で、財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。これも、国の平成21年度第1次補正予算に対応したことにより繰り越したもので、事業の完了は9月末を予定しております。

次に、事業名が玉川岩切線建設事業負担金でございます。金額、翌年度繰越額とも206万円で、財源の内訳は記載のとおりでございます。これは、砂押川左岸の護岸工事等に時間を要したための遅延で、事業の完了は7月末を予定しております。

次に、事業名が加瀬沼公園建設事業負担金でございます。金額が20万円、翌年度繰越額が19万円で、財源の内訳は記載のとおりでございます。これは、防災機能施設等の設計に係る2市1町との協議による遅延で、事業の完了は8月末を予定しております。

次に、事業名が公園遊具等改修事業でございます。金額、翌年度繰越額とも1,000万円で、財源内訳につきましては記載のとおりでございます。これは、国の平成21年度第2次補正予算、地域活性化・きめ細かな臨時交付金に対応したことにより繰り越したもので、事業の完了は11月末を予定しております。

最後に、県事業（鉄道高架）負担金でございます。金額が3,702万7,000円で、翌年度繰越額は、端数がありますが、3,702万6,648円で、財源内訳は記載のとおりでございます。これは、新下り線の基礎工事がおくれることにより繰り越したもので、完了は9月末を予定しております。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

続きまして、9款1項消防費でございますが、まず高崎二丁目地内既設防火水槽撤去工事でございます。金額は535万5,000円、翌年度繰越額が321万5,000円でございます。財源内訳は、記載のとおりでございます。これは、防火水槽周辺への養生作業期間を要するため、年度内完成が見込めないことから繰り越したものでございます。なお、工事は4月30日で完成しております。

次に、高崎一丁目地内既設防火水槽撤去工事でございます。金額は654万6,000円、翌年度繰越額が341万円でございます。財源内訳は、一般財源でございます。これは、防火水槽周辺への養生作業期間を要するため、年度内完成が見込めないことから繰り越したものでございます。なお、この工事は、当該土地の家屋撤去後に防火水槽を撤去するものでございますが、当該家屋の撤去が大幅におくれているため、工期を当初の6月30日から12月末まで延期しております。現在のところ、7月上旬から家屋の撤去が始まるということを確認しておりますので、防火水槽撤去につきましては秋ごろになろうかと考えております。

次に、全国瞬時警報システム設置工事でございます。金額、翌年度繰越額とも141万4,000円でございます。財源内訳は記載のとおりで、平成21年度緊急経済対策による防災情報通信設備事業交付金でございます。これは全国一斉に設置するものでございますが、年度内での受信機の製造が間に合わないため繰り越したものでございます。現時点では、8月に契約、年度内に完了を予定しております。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

次に、10款2項小学校費、事業名、天真小学校地震補強等事業で、金額6億1,305万円に対し、契約前払い金を差し引いた5億4,753万円が翌年度繰越額で、財源内訳は記載のとおりでございます。これは、国の平成21年度補正予算に対応したことにより繰り越したもので、工事の完了予定は平成23年2月末を予定しております。

次に、太陽光発電導入事業で、金額1億6,080万円に対し、契約前払い金を差し引いた1億4,064万円が翌年度繰越額で、財源内訳は記載のとおりでございます。これも国の平成21年度補正予算に対応したことにより繰り越したもので、設置対象となる学校は、多賀城東小学校、山王小学校、城南小学校及び多賀城八幡小学校の4校分で、天真小学校につきましては、大規模改修事業費に含まれております。工事の完了予定は平成22年11月末を予定しております。

次に、地上デジタルテレビアンテナ等整備事業で、金額、翌年度繰越額ともに1,202万5,000円で、財源内訳は記載のとおりでございます。これも国の平成21年度補正予算に対

応したことにより繰り越したもので、工事の完了予定は平成 22 年 11 月末を予定しております。

次に、城南小学校屋内運動場大規模改造工事で、金額 1 億 3,043 万 1,000 円に対し、契約前払い金を差し引いた 1 億 2,334 万 1,000 円が翌年度繰越額で、財源内訳は記載のとおりでございます。これは、平成 21 年度当初予算の追加募集に係る交付決定を 1 月に受けたため繰り越したもので、完了予定は平成 22 年 10 月末を予定しております。

次のページをお願いいたします。

2 項小学校費で学校プール施設改修事業（小学校）で、金額、翌年度繰越額ともに 3,900 万円で、財源内訳は記載のとおりでございます。これは、山王小学校のプール改修事業を当初の計画では平成 22 年度で設計業務、平成 23 年度で改修事業を予定しておりましたが、国の 2 次補正、いわゆる臨時交付金で対応することが可能となりましたことから、平成 22 年度中に設計及び改修工事を行うこととしたもので、工事完了予定は平成 23 年 2 月末を予定しております。

次に、小学校校庭遊具等改修事業で、金額、翌年度繰越額ともに 3,000 万円で、財源内訳は記載のとおりでございます。これも国の第 2 次補正予算に対応したことにより繰り越したもので、多賀城小学校を除く 5 校で老朽化している滑り台やブランコ等の遊具を撤去、改修し、また新たに設置するもので、設計業務の完了予定は 11 月末を、改修工事の完了予定は平成 23 年 2 月末を予定しております。

次に、10 款 3 校中学校費、事業名、第二中学校地震補強等事業で、金額 2 億 9,145 万円に対し、契約前払い金を差し引いた 1 億 8,559 万円が翌年度繰越額で、財源内訳は記載のとおりでございます。これも国の平成 21 年度補正予算に対応したことにより繰り越したもので、工事の完了予定は平成 23 年 2 月末を予定しております。

次に、太陽光発電導入事業で、金額 1 億 2,035 万 1,000 円に対し、契約前払い金を差し引いた 8,320 万 1,000 円が翌年度繰越額で、財源内訳は記載のとおりでございます。これも国の平成 21 年度補正予算に対応したことにより繰り越したもので、設置対象となる学校は、高崎中学校を除く 3 校分で、工事の完了予定は平成 22 年 11 月末を予定しております。

次に、地上デジタルテレビアンテナ等整備事業で、金額、翌年度繰越額ともに 901 万 9,000 円で、財源内訳は記載のとおりでございます。これも国の平成 21 年度補正予算に対応したことにより繰り越したもので、工事完了予定は平成 22 年 11 月末を予定しております。

4 項社会教育費、事業名、中央公民館地上デジタルテレビアンテナ等整備事業及びその下の段、大代地区公民館地上デジタルテレビアンテナ等整備事業は、金額、翌年度繰越額ともに同額で、それぞれ 180 万 4,000 円及び 20 万円で、財源内訳は記載のとおりでございます。これも小中学校と同様に国の平成 21 年度補正予算に対応したことにより繰り越したもので、工事完了予定は平成 22 年 6 月末を予定しております。

次に、多賀城跡管理事務所改修工事で、金額、翌年度繰越額ともに 622 万 2,000 円で、財源内訳は記載のとおりでございます。この管理事務所は市川地区集会所として使用されているため、市川地区住民の方々と利用に係る調整に時間を要したこと、またシロアリの被害が予想以上にひどかったことから一部設計変更が必要になったことに伴い繰り越したもので、工事の完了は平成 22 年 7 月末を予定しております。

次の文化センタートイレ改修事業で、金額 960 万円に対し、契約の確定等により翌年度繰越額は 603 万円で、財源内訳は記載のとおりでございます。これも国の第 2 次補正予算に

対応したことにより繰り越したものでございますが、改修工事は5月末で完了しております。

以上で繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議長（石橋源一）

以上で説明を終わります。

ここで、10分間の休憩といたします。

午前11時01分 休憩

---

午前11時11分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

ここで、総務部長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

先ほどの21年度多賀城市繰越明許繰越計算書の中で、私、説明が不足した部分がございますので、追加で説明させていただきます。

2ページの2款総務費1項総務管理費、公共施設トイレ改修事業の中で、事業完了予定日を言うのを落としてしまいましたので、23年3月まで、今年度末ということがございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（石橋源一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

確認だけさせていただきたいんですが、2ページの9款消防費1項消防費の高崎一丁目の既設防火水槽の関係ですが、650万円の予算で繰越明許が340万円ということですが、この差額はどういう意味合いになっているのでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

これは前払い金として払った分の残額を繰り越したということでございます。

○議長（石橋源一）

21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）



契約はいつで、半分以上前渡金を払うという仕組みになっているのでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

契約日が22年の3月29日で、工期を3月30日から6月30日までとして、それを12月まで2回目で工期を延期したということでございます。

前払い金につきましては、契約金額の40%としております。金額……。金額、今ちょっと手元に持っておりませんでした。

○議長（石橋源一）

21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

内金の話は皆出ているんです。ここだけうんと大きいんです。この場所は私も認知していますので、多分あそこだと思います。実際に、これは大変なところだな、相当いろいろあるだろうなという予測はしていました。ですから、契約をなぜ3月にやっちゃって、地権者と話をした後に契約をしてやるという方式をなぜとらなかったのかという一つの疑問があるんです。40%の前渡金、これは契約の方でそういうぐあいに仕組みになっているんですか。30%とか20%というふうになっているんじゃないですか。40%ですか。そうであれば、全部40%払わなければならないようになるんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

まず、契約の関係なんですけれども、当初この所有者とお話の中で、早い時期に撤去してくださいということで、撤去するに当たりましては、建物が今建っている下に防火水槽があるものですから、建物を撤去した後に私ら方で撤去させていただきます。では、早いうちに撤去しますからということで、当初では話の中では6月末ころまでには十分私ら方の工事も完了するという予定だったんです。それが相手さんの都合で長引いたようでございます。その関係でこういうふうになりました。

それから、前払い金に関係につきましては、40%以内ということになっておりましたので、それで今回こういう形にさせていただいたということでございます。

○議長（石橋源一）

21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

40%以内であれば、今回契約して繰り越したやつ全部40%程度に最大限のものは発生してくるんじゃないかと思うんですけれども、ここだけはなぜ最大限の活用になったんですか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

ここだけというよりも、防火水槽の高崎二丁目も同じような形で前払い金の方は40%という形にはさせていただいております。特にここだけという部分ではないというふうに考えておいた……、いろいろ中身なり状況によって、その辺は定めさせていただいているということでございます。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

一丁目の件は私が一番知っていますよ、あなたよりも。あそこは難工事で、矢板打つときに矢板打てなかったんです。工事を変更しなきゃいけない。たしか出来高生産で、ある程度いっていますから、当然このぐらいの金額は来るんだなというのは見ておった。だから質問しているんです。片方は何も手をつけないのに、半分以上もなぜ出さなきゃいけないの。そうしたら、これからの総務課からずっとやったやつの工事、じゃあ皆40%払っているんですかということです。契約しているのにかかわらず。ここだけが突出しているんじゃないかというふうに見たから聞いているんです。だから、あなたのこの消防だけじゃなく、全体の繰越明許した工事費がそういう積算のもとでやっているんですか。ここだけはなぜそういう突出したやり方をしなきゃいけないんですかということを知っているんです。事情はわかった。延ばさなければいけないという事情はわかったけれども、前渡金の問題については、なぜ統一的にこういうものをやらないのかなという疑問があるから聞いているんです。教えてください。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

高崎一丁目地内も隣が民家と隣接してまして、矢板を打たなければならないということで、もう御存じだとは思いますが、そういう意味から難工事だということで、そのようにさせていただいたということでございます。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

私の質問と全然かみ合っていない。私は、ここはわかった、40%。では、なぜ全体を40%ぐらいまで前渡金なり前渡し金でやらないんですか。その工事その工事でばらばらなんですかということを知っているの。そのことを聞いているんです。これは基本的な基本です。だから、この場合はこの事情があったから、こうだったと。この場合は、こういう事情でこういうふうにしたというふうに説明しなければ。統一基準になっていないんじゃない。例えば40%以内であれば、この場合は40%、ぎりぎりまでやります、こういう理由で。太陽光のやつは、この場合はこうだから、ここまでやりましょうというふうには言わないと。ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに私は思っているんですけれども、違いますか。

○議長（石橋源一）

総務部長、21番の竹谷英昭議員の質問の趣旨に答えるべく回答をお願いします。

○総務部長（澁谷大司）

大変申しわけありません。今手持ち資料がございませんでしたので、後ほどその辺の部分をお話ししたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（石橋源一）

21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

後ほどでは、この議案の成否に入れませんが、そうであれば、きちっとその辺のデータを出すまで私は暫時休憩してこの数字的なものをきちんとしておいた方がよろしいのではないかというふうに思いますので、議長お願いします。

○議長（石橋源一）

それでは、ここで休憩をいたします。

暫時ということで、10分間で執行部、準備できますか。それでは、10分。

午前11時20分 休憩

---

午前11時30分 開議

○議長（石橋源一）

それでは、再開をいたします。

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

どうも失礼しました。

まず、契約規則上の部分なんですけれども、契約規則につきましては、130万円以上につきましては40%以内の前払い金を支払うということで、これにつきましては21年度に、それ以前は30%だったんですけれども、それを40%の方に改定してございます。それで、40%以内で業者さんの方と話をしまして、40%丸々とか、いや30%でもいいですとか、ということで申請があった場合に協議をして、ものによっては違ってきますよという形になります。

それで、高崎一丁目につきましては、契約金額が567万円で、前払い金として226万円、それで残の341万円が繰り越したということになります。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

21番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

130 万円までが 40%……、以上が 40%（「はい」の声あり）。そうしましたら、申しわけないですけども、後で結構ですから、今回出したやつの前渡し金がこの事業に幾らずつ前渡しで出しているのか、その計算書がありましたら、後で結構ですから、今どうのこの言いませんから、後で結構ですから、提出していただけますか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

わかりました。

○議長（石橋源一）

そのほか質疑はありませんか。2 番佐藤議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

2 ページの 6 款農林水産費のところ、チリ津波の激甚災の指定が少しおくれるというような報告がありました。私たちも国会に要請に行ったり、水産庁とやり取りをしながら、激甚災の指定要項の拡大を頑張って訴えてきたんです。そのことが、いろいろな条件、例えば 1 台 13 万円の施設が 4 台を 1 台として見るということ、あるいは自治体に 2,000 万円の被害がないと適用にならないというようなところを外して、全体の被害と同じ、同じ海面を使っている人たちの被害として、水産業者の人たちの被害としてとらえるというようなところも含めて、大分考え方が緩和されてきて、多賀城の 3 業者の方たち、ワカメの業者の方がちょっと厳しいんですけども、ノリ業者のお 2 人の方たちが救済されるような方向性でいけるかなという見通しなんですけれども、しかしそこは要項がちゃんと発表されないと適用されないということでして、それが 5 月の半ばごろには出るということだったんですが、口蹄疫の影響があったかどうかわかりませんが、おくれにおくれていまして、6 月中には何とか出したいというのが二、三日前の我が党の高橋千鶴子さんという衆議院議員の部屋から通してきた回答だったんです。

その中の言いわけの中には、何しろ昭和 30 年代の激甚災の指定の法律が設けられたときの状況がそのまま今まで現状としてありまして、資料がちょっと見つからないとか、そんなことが書いてありました。国の説明ですよ、書いてありましたけれども、そういうことで手間がかかっているということだったんです。

今、6 月半ばですよ。適切にきちんと出してもらわないと。夏が過ぎると、秋になるとすぐノリ業者さんは種つけやら何やらということでお金が必要ということになりますし、生活がかかってきていますので、ぜひ国にねじを巻くと。県にも、しっかり国に働きかけるということを肝に銘じて頑張っていたいただきたいなというふうに思うんですが、よろしくお願いたします。

○議長（石橋源一）

答弁は求めますか。（「ええ、してください」の声あり）市民経済部長。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

今佐藤議員御指摘のとおり、宮城県でも村井知事を先頭に、国に対して今働きかけを行っていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（石橋源一）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第 5 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について（介護保険特別会計）

○議長（石橋源一）

日程第 5、報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員をして報告書を朗読させます。

（局長 報告書朗読）

○議長（石橋源一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書についてであります。これは平成 21 年度多賀城市介護保険特別会計歳出予算のうち、平成 21 年度介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金に係る経費 1 億 150 万円を繰越明許費として繰り越したもので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、報告するものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

それでは、資料 1 の 7 ページ、8 ページをごらんいただきたいと思います。

平成 21 年度多賀城市繰越明許費繰越計算書により御説明申し上げます。

1 款 1 項総務管理費でございます。事業名が、介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金でございます。金額が 1 億 150 万円、全額を翌年度へ繰り越したものでございます。財源内訳は、記載のとおりでございます。

これは、昨年9月の第3回市議会定例会補正予算特別委員会で御説明をさせていただきましたが、国の介護基盤緊急整備特別対策事業により、財源の組み替え、それから補助額が変更となりまして、補助の内示が当初より5カ月ほどおくれたため、予算の執行が平成22年度にずれ込むこととなったため、繰り越しをしたものでございます。

なお、対象施設につきましては、今月下旬に完成の予定でございまして、7月中旬に入所者を受け入れる開設が予定されております。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第6 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（下水道事業特別会計）

○議長（石橋源一）

日程第6、報告第3号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員をして報告書を朗読させます。

（局長 報告書朗読）

○議長（石橋源一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第3号 繰越明許費繰越計算書についてであります。これは平成21年度多賀城市下水道事業特別会計歳出予算のうち、公共下水道建設に要する経費ほか3件に係る経費1億3,638万8,000円を繰越明許費として繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

なお、詳細につきましては下水道部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

建設部長兼下水道部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

それでは、資料1の10ページ、11ページをお開き願います。

平成 21 年度多賀城市繰越明許費繰越計算書により繰り越した事業 4 件について御説明申し上げます。

2 款 1 項建設事業費の一番上の欄、公共下水道建設に要する経費（単独起債事業分）でございますが、金額は 2,200 万円に対し翌年度繰越額が 2,130 万円でございます。財源内訳は記載のとおりでございます。これは、町前二丁目地内の汚水排水工事でございますが、近隣住民の方への説明や道路、交通管理者との協議調整に時間を要したことによるものでございます。この事業につきましては、平成 22 年 5 月 14 日に事業を完了しております。

次に、公共下水道建設に要する経費（単独事業分）でございます。金額、翌年度繰越額とも 568 万 8,000 円で、財源内訳は記載のとおりでございます。これにつきましては、東田中二丁目地内の高崎雨水幹線に設置されている高崎除塵機の改造費用でございますが、施工時期等の協議調整に時間を要したことによるものでございます。事業の完了は平成 22 年 8 月末を予定しております。

次に、事業名が雨水施設整備に要する経費（浸水対策事業分）でございます。金額、翌年度繰越額とも 1 億 100 万円でございます。財源内訳は、記載のとおりでございます。これは、陸上自衛隊多賀城駐屯地内に位置する丸山雨水幹線の区分地条件の設定業務委託費であります。東北防衛局との事前協議等に時間を要したことによる繰り越しでございます。事業の完了は平成 22 年 9 月末を予定しております。

次に、事業名が仙台市雨水排水施設建設に要する経費でございます。金額、翌年度繰越額とも 840 万円でございます。財源内訳は、記載のとおりでございます。これは、仙台市が施行しております仙台市西原雨水ポンプ場建設に係る費用の一部を本市が負担するものであります。施行箇所に隣接する近隣住民への説明や道路交通管理者との協議調整に時間を要したことによる繰り越しでございます。事業の完了は平成 23 年 3 月末を予定しております。

以上で説明を終了いたします。

○議長（石橋源一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

これも一緒なんだよね、先ほど私が質問したのと。いつ契約して、どういう経過でこうなっているか。ただ調整で時間がかかった、もう既に完了しているとなれば、昨年度中に契約をしているということです。丸々工事費が繰越明許費になっているのかどうか。その辺をきちんと説明しないと、金の動きが全然わからない。極端に言うなら、工事費として契約はこのぐらいで、何月何日にやって、それで 3 月末で、いわば出来高で払ったものを繰り越したのか。その辺をきちんと説明しなかったら、繰越明許がどうなっているのか全然わからないと私は判断したんですけれども。その辺、もう少し詳しく説明した方がよろしいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

下水道部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

2番目の公共下水道建設に要する経費の単独事業分につきましては、まだ契約しておりませんので、未契約繰越で全額繰り越しになっています。

それから……、すみません、これにつきましても先ほどの資料とあわせて、追加で出させていただきます。申しわけありません。

○議長（石橋源一）

21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

繰越明許がこのごろ補正の関係で多いんです。多くならざるを得ない。今の国の予算のやつで。そうしますと、その内容がどうなのかというのをつまびらかにしておかいなど、隠れみものになっているんじゃないかと言われた場合に、我々として何をチェックしているんだということになっちゃうんです。ですから、資料としてでも結構ですから、だれもがわかるような資料で出すようにした方が私はいいのではないかというふうに思います。後から出したいと言うのであれば結構ですけれども、その辺、詳しく。

ひとつ今後こういう問題については、そういうところを資料で出して、数字的にきちっと理解できるような方法をとっていただきたいということをお願いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

その辺につきましては、内容を精査させていただいて、報告できるような形にしておきたいと思います。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。竹谷議員。

○21番（竹谷英昭）

今後そうしてください。今のやつは、後で資料ください。よろしくお願いします。

○議長（石橋源一）

18番昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

今竹谷議員のやり取りの中でもちょっと触れられたんですけども、2番目の東田中二丁目の除塵機の件なんですけれども、これはロジュマンの方に向いている除塵機なんですか。

○議長（石橋源一）

下水道部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）



東田中踏切の仙台寄りのところにある除塵機でございます。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

ということは、やっぱり私の頭の中に想像したのと同じで、道路を挟んでロジユマンがあるところですよ。

そのやり取りの中で、朝な夕なに私はあそこを通っているんですけども、工事したという記憶は余りなかったので聞きたいんですけども、これはどういうふうな……。先ほどはやっていないというのは、これは 1 番目なんですか、それとも 2 番目の東田中の件なんでしょうか。

○議長（石橋源一）

下水道部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

この件につきましては、2 番目の事業になります。2 番目の公共下水道建設に要する経費（単独事業分）です。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

要するに、568 万 8,000 円のところですね。上から 2 段目というふうに言ってもらわないと。2 段目というのは、工事やって 2 回目のことが 2 段目なのかというふうに誤解されそうなんです。

何でこれ……。ずっと見ているんだけど、何に協議が整わないんですか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

この工事は、連続立体交差の工事と事業調整が必要な工事だったものですから、そちらの工事の工程との取り合いの関係でいろいろ時間を要したということでございます。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。

それでは、多少早うございますけれども、ここでお昼の休憩とさせていただきます。

再開は午後 1 時。

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

議案第 37 号の質疑で使いたいと思いますので、平成 21 年度と平成 22 年度の保育料の徴収基準額表の提出をお願いいたします。

○議長（石橋源一）

議案第 37 号の平成 22 年、23 年の書類の件ですね。

○10 番（藤原益栄議員）

21 年、22 年度の保育料の徴収基準額表を資料として提出していただきたい。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長ですか。（「はい」の声あり）

○保健福祉部長（内海啓二）

それでは、準備させていただきます。

○議長（石橋源一）

それでは、改めてお昼の休憩をいたします。

再開は午後 1 時。

午前 11 時 49 分 休憩

---

午後 1 時 00 分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

休憩前に資料請求の求めがありました。藤原議員の資料請求については、各議員の前に配付済みだということで御了解をいただきたいと思います。

金野議員。

○6 番（金野次男議員）

私も資料提出をお願いします。議案第 38 号 多賀城市民会館条例等の一部を改正する条例について、事前にお話ししたとおり、資料提出をお願いします。

○議長（石橋源一）

今、金野議員より第 38 号の議案内容について資料をお願いしたいということでありましたけれども、休憩時間に準備をいただいて資料配付をお願いしたいという部分については、どの部分、内容をお知らせいただければと。金野議員。

○6 番（金野次男議員）

前に出た内容はよろしいですけれども、今回新たに組織図ということを事務局の方をお願いしておりましたので、その件だけで結構でございます。

○議長（石橋源一）

それでは、事務局の方。副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

それでは、今回の市民会館及び3施設に係る組織図については、休憩時間まで御用意をさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

○議長（石橋源一）

金野議員、よろしいですね。

○6番（金野次男議員）

はい。

○議長（石橋源一）

他に質疑はありませんね。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第7 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（石橋源一）

日程第7、議案第32号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第32号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは地方税法等の改正に伴い、65歳未満の者の公的年金等所得に係る個人住民税の特別徴収制度の導入等を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては市民経済部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

それでは、市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

それでは、議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて、議案の説明の前に、専決処分の経緯について説明申し上げます。

まず、今回専決処分を行わざるを得なかった原因としては、地方税法等の一部改正と地方自治法の一部改正があります。このうち、地方税法等につきましては、平成 22 年 3 月 31 日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、その施行は同年 4 月 1 日、同年 6 月 1 日、同年 10 月 1 日、平成 23 年 1 月 1 日、同年 4 月 1 日、平成 24 年 1 月 1 日、同年 4 月 1 日、平成 25 年 1 月 1 日等の 10 種類に区分して規定されました。

また、地方自治法につきましては、今国会に地方自治法の一部を改正する法律が提出されております。

今回専決処分させていただきました多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律における施行日が平成 22 年 4 月 1 日及び同年 6 月 1 日である項目と地方自治法の一部を改正する法律の関連する項目について改正を行ったものであります。

なお、地方税法等の一部を改正する法律の施行が平成 22 年 10 月 1 日以後の項目については、別途、議案第 37 号

多賀城市税条例の一部を改正する条例として提案させていただいておりますことを申し添えます。

それでは、改正概要について説明申し上げます。

2 の議案関係資料に基づき説明申し上げます。

1 ページ。議案第 32 号関係資料をお開き願います。

多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例の要旨でございますが、まず 1 の地方税法等の一部を改正する法律等の施行期日とそれに伴う条例改正の関係についてであります。これは、今回の地方税法等の一部を改正する法律と地方自治法の一部を改正する法律の施行期日と専決処分改正した部分及び別途議案第 37 号で多賀城市税条例の一部を改正する条例として提案させていただいている部分との関係を表にしたものでございます。

専決処分した条例の第 1 条は、多賀城市税条例の一部を改正する条例でありまして、この一部改正では、まず表の下から 3 番目の欄に記載しておりますように、平成 22 年 4 月 1 日から施行される 65 歳未満の公的年金受給者の徴収方法の変更についての改正を行っております。

では、この徴収方法の変更について説明させていただきます。

3 ページをお開き願います。

図が二つありますが、上の図は 65 歳未満の者の公的年金等所得に係る所得割額の徴収方法の推移を図式化いたしました。御存じのとおり、平成 20 年度税制改正では公的年金からの特別徴収制度、いわゆる年金特徴が創設され、平成 21 年 10 月から実施されております。これにより、65 歳以上の公的年金受給者については、「年金に係る税は年金から」という

考え方のもと、公的年金等に係る所得割額及び均等割額を原則としてその年金給付から特別徴収の方法によって徴収することとなりました。

この上の図の下側、「参考」とある下の右側に伸びている矢印、「65歳以上の公的年金受給者の年金所得分

年金特徴」と矢印の中に表示しておりますが、これが65歳以上の公的年金の所得割の特別徴収制度であります。この特別徴収制度の開始により、公的年金等所得に係る所得割額については、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与からの特別徴収の方法により徴収することができなくなり、この結果、65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者については、図の平成21年度と表示した部分の中段にありますように、公的年金等所得に係る所得割額を一律、普通徴収の方法によって徴収されることになり、納税者にとっては新たに納税の手間が生じ、御不便をおかけした結果となりました。

そこで、平成22年度の税制改正では、65歳未満の公的年金等所得を有する給与所得者については、納税の便宜等を図る観点から、公的年金等所得に係る所得割額を給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与からの特別徴収の方法により徴収することができるよう、いわば平成20年度以前の姿に徴収方法の見直しを行うこととしたものであります。

なお、現行の給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の特別徴収は主として納税者の納税上の便宜を考慮した制度であり、原則的に特別徴収が基本であるとしながらも、適用に当たっては納税者の意思が尊重されるべきであるとの観点から、住民税申告書に当該所得割額を普通徴収によって徴収されたい旨の記載があるときは普通徴収の方法によって徴収することとされております。

今般の改正でも、65歳未満の公的年金等所得を有する給与所得者については、同様に住民税申告書に普通徴収によって徴収されたい旨の記載があるときは普通徴収によって徴収することができるようにするもので、これらは第1条の規定により、多賀城市税条例の第32条の改正を行っております。

しかしながら、今回の地方税法の改正の施行が平成22年度分の住民税申告時期以降であったことから、平成22年度課税に際しては、納税者の意思が反映されないこととなるため、平成22年度に限り、平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申し出があるときには、普通徴収の方法によって徴収することとする経過措置を多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例の附則第2条第2項で設けたところであります。

なお、この届け出をしなかった場合の当初賦課は一律に特別徴収となるものでありますが、その後普通徴収に変更できないかということ、そうではありません。そのことをお示したのが下の図の平成22年度における徴収方法フロー図であります。一番右端に特別徴収と普通徴収の併用という囲みがありますが、附則で規定した申し出制度の期限以降でも変更ができるものであります。

この地方税法に基づく平成22年度に限る申し出制度は、的確な納税者の意思反映制度としては期間の設定や周知の点においていささか脆弱なものと思われ、正式に運用が始まってから市民の皆さんに混乱を招かないかと心配したところでありますが、特別徴収が始まっている現時点では、一律に特別徴収になったことに関する苦情や、それに伴う普通徴収への変更希望などは、まだ寄せられていないところであります。

2ページにお戻りください。

表の左側の欄で数えまして下から 2 番目ではありますが、地方自治法の一部改正に伴う文言の整理として、第 40 条第 6 項の改正を行っております。この改正につきましては、そのもととなる地方自治法の一部を改正する法律の附則において地方税法の一部改正が行われ、その内容は、これまで地方公共団体と同じく非課税措置とされていた地方開発事業団について、今般、非課税措置を行わないこととするものであります。この地方自治法の一部を改正する法律は、平成 22 年度税制改正を定めた地方税法等の一部を改正する法律と同様に今国会に提案されましたが、専決処分をしようとした時点ではまだ公布されておませんが、いつ公布されてもおかしくない状況であったことから、法律との整合を図るべく、専決処分に含めたものであります。

次に、一番下の欄にありますように、改正税法等による引用する法律名の改正があったり条項にずれが生じたものに伴う改正及び文言の整理のうち、平成 22 年 4 月 1 日及び同年 6 月 1 日に施行されるものについて改正いたしました。

次に、この専決条例の第 2 条ではありますが、これは多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例でありまして、この一部改正では、同ページの表の上から 3 番目の欄に記載しておりますように、平成 22 年 4 月 1 日から施行される固定資産税等の負担軽減措置の廃止に伴う引用条文の項ずれの改正を行っております。

この固定資産税等の負担軽減措置について説明申し上げます。

恐れ入りますが、4 ページをごらんください。

まず、(1) の固定資産税及び都市計画税に係る税負担軽減措置であります。地方税法等の一部改正では、平成 21 年度末に期限が到来したもの等について抜本の見直しを行っております。これは、アからウに記載しておりますように、平成 21 年度末に期限が到来したことによって 13 の税負担軽減措置を廃止するとともに、まだ期限が到来しませんが、将来その期限が到来したときに六つの税負担軽減措置を廃止することとしたものや、段階的、自動的に特例措置を軽減し、将来その期限到来時には二つの税負担軽減措置を廃止するとされました。いずれも本市においてはこの廃止等に該当する固定資産はありませんが、この廃止によって、地方税法に項ずれが生じることから、第 2 条により、多賀城市都市計画税条例附則第 13 項の改正を行うものであります。

また、直接的に本市の条例には関係ございませんが、新築住宅に係る固定資産税の軽減措置につきまして、今後 1 年間で見直しを検討することを条件に新築住宅に係る減額措置を 2 年間延長しております。

次に、恐れ入りますが、議案の 15 ページをお開き願います。

附則でございます。

第 1 条は施行期日ではありますが、基本的には平成 22 年 4 月 1 日から施行するとしております。しかしながら、先ほど説明申し上げましたとおり、地方税法等の改正に伴う引用法令名、条項ずれに伴う改正及び文言整理の一部につきましては、平成 22 年 6 月 1 日から、地方自治法の一部を改正する法律に伴う文言の整理につきましては、同法の施行の日から施行するとしております。

第 2 条は市民税に関する経過措置ではありますが、第 1 項及び第 3 項では、改正後の多賀城市税条例の規定中、個人市民税に関する部分は平成 22 年度以後の年度分の個人市民税に、法人市民税に関する部分は平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人市民税及び同日前に開始した連結事業年分の法人市民税について適用することを規定いたしました。

同条第2項は、先ほど説明申し上げましたが、65歳未満の公的年金等所得を有する給与所得者における普通徴収申し出制度を規定したものであります。

また、第3条、第4条につきましては、固定資産税及び都市計画税のそれぞれの適用関係を規定したもので、改正後の多賀城市税条例の規定中、固定資産税及び都市計画税に関する部分は平成22年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税に適用することを規定いたしました。

なお、多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例の本分と新旧対照表は、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

先ほど、私、市民経済部長の提案の理由の説明の前に、「提案理由の説明を終わります」と、こう申し上げましたが、訂正とおわびをさせていただきたいと思います。すみませんでした。

これより質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

2番佐藤恵子議員。

○2番（佐藤恵子議員）

資料の方の4ページ、(2)のところで固定資産税減額措置の延長のところで、文章の中で「今後1年間で優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に」というふうにあるんですが、どんな検討を想定しているんですか。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

ただいまの件につきましては、税務課長に答えさせます。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（鈴木 学）

この軽減措置は、住宅取得における初期段階の軽減を図るために昭和39年に創設されて、それ以来ずっと引き続いているところでございます。最近の傾向として量的な供給というよりも質的な供給に変えていこうということで、新築住宅軽減のほかにも、例えば耐震改修ですとかバリアフリーの改修などにも軽減措置が働くようになってございます。新築の住宅を着工するのは大幅に減少している社会現象も踏まえまして、その辺を見きわめた上で、優良な住宅について軽減をしていこうという考え方のように聞いております。

○議長（石橋源一）

2番佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

税金の関係から少しそれるかなという気もするんですけども、軽減をして質的にいい住宅を建ててもらおうということは、それはそれでいいと思うんですけども、住宅建築戸数が少なくなったとはいえ、随分住宅が過剰供給状態にあるということでは全国的傾向が今言われていまして、空き家が多いという認識が私なんかもあるし、どうなんでしょう、多賀城はどういう状況にあると思いますか。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（鈴木 学）

実績で申しますと、この新築住宅軽減の対象となった住宅、平成 21 年度は 336 棟ほどございます。それから、22 年度の課税では 306 棟ということで、毎年 300 棟前後の住宅が軽減されているという状況でございまして、事多賀城に限ってすれば、そんなに減少しているというふうには思っておりません。

○議長（石橋源一）

2 番佐藤恵子議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

課税の観点からちょっと離れて、空き家とかそういうことでは多賀城の現状はどうなのかなという気がしていたんですけども、ちょっとだめですか。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（鈴木 学）

私ども、新築住宅を見回るたびに職員が行くんですけども、最近よくある話としては、アパート等に非常に空き家が多いと。どうも、話を聞くと、以前は学院の工学部の学生さんを対象にアパートを運営していたんですけども、学生さんが多賀城に住まなくなってきたという要因が大分あって、そのためにアパートに空き家が多いという話は聞いてございます。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 32 号を採決いたします。



本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第8 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(石橋源一)

日程第8、議案第33号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(石橋源一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第33号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは地方税法等の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を見直すとともに、非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減措置及び旧被用者における国民健康保険税の減免期間を延長する措置を講ずる必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めます。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(石橋源一)

保健福祉部長。

○保健福祉部長(内海啓二)

それでは、資料2の14ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第33号関係資料の多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表により、順次、御説明をさせていただきます。

本条例の改正につきましても、先ほどありましたように、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されまして、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額が47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額が12万円から13万円に引き上げられ、またリストラなどで職を失った方に対する国民健康保険税の負担軽減策が新設されました。これらに係る法律の施行日が平成22年4月1日であったため、本条例の関連条項を改正し、平成22年3月31日に専決処分を行ったものでございます。

各条項ごとに説明をさせていただきます。

まず、第2条第2項でございますが、これは国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を規定しておりますが、この課税限度額を法の改正に合わせ47万円を3万円引き上げ50万円としたものでございます。

第2条第3項は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を規定しておりますが、これも同様に、課税限度額を12万円から1万円引き上げ13万円としたものでございます。

なお、介護納付金課税額の限度額10万円につきましては、据え置いてございます。

このことによりまして、国民健康保険税の課税限度額の総額は69万円から4万円増額となり、73万円となったものでございます。

この限度額の引き上げに伴う影響についてでございますが、基礎課税額分で195世帯、546万8,800円、支援金等課税額分で192世帯、185万6,400円の合計では732万5,200円になるものと想定をしております。

次に、23条の改正でございます。第23条につきましては、国民健康保険税の7割、5割及び2割の減額について規定しておりますが、ただいま説明しました各限度額の引き上げに係る改正を行っております。

このページと次の15ページをごらんいただきたいのですが、同条第1号から第3号までの各号に出てまいります法703条の5につきましては、地方税法で国民健康保険税の減額について規定している条文でございますが、今回の地方税法の改正で同条の第2項が削除され第1項のみとなったことに伴いまして、引用条項の項番号を改めたものでございます。

また、法314条の2第2項に規定する金額を33万円とする改正につきましては、この33万円の金額が地方税法施行令により33万円と明記されたため、改正を行ったものでございます。

次に、23条の2でございます。これは特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例を新たに設けたものでございます。ここで、特例被保険者等とは、倒産や解雇等の事業主都合により離職した方々や雇用期間契約満了などにより離職した方々、いわゆる非自発的失業者で、被用者保険から国民健康保険に加入したことにより、国民健康保険税が前年所得に基づき賦課されるため、負担が過重となる場合がありますことから、前年の給与所得を100分の30相当額として国民健康保険税を算定することとしたものでございます。

この軽減制度についてもうちょっと詳しく説明させていただきますので、ページを戻っていただきまして、13ページの資料で御説明をさせていただきます。

まず、そこに記載してあります軽減措置についてでございますが、対象者の所得割額に係る算定基礎となる総所得金額等及び軽減措置の判定基準となる総所得金額について、これらの金額中に給与所得が含まれている場合には、給与所得をその金額の100分の30に相当する金額として計算をするというふうにしたものでございます。

その次の2の対象となる被保険者についてでございます。そこに記載のとおり、(1)の特定受給資格者とは、会社の倒産や解雇等の理由により、再就職の準備をする時間的理由なく離職を余儀なくされた方々、(2)の特定理由離職者とは、特定受給資格者以外の者であって、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職をした者というふうにしております。

次の3の対象となる期間でございますが、これは平成22年度から始まりまして、離職の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までというふうになっております。ここ

では、離職した日ごとに具体的なケースについて中段の資料を使って御説明をさせていただきます。

まず、離職日が平成 20 年度以前の場合です。平成 20 年 4 月 1 日から 21 年 3 月 30 日までの間に離職した場合は、離職の翌日が平成 20 年度内ということになりますので、平成 22 年 4 月 1 日の施行日前となりますので、これは軽減の対象にはならないこととなります。

次に、同じ 20 年度の最後の日、平成 21 年 3 月 31 日に離職した場合は、離職の翌日が平成 21 年 4 月 1 日ということになります。平成 21 年 4 月の属する年度の翌年度末までの適用となりますことから、平成 22 年 4 月から 22 年の年度末までが軽減の対象になることとなります。

次の平成 21 年 4 月 1 日から 22 年 3 月 30 日までに離職した場合についても同様でございます。平成 22 年度分に限り軽減が適用されるということになるものでございます。

次に、平成 22 年 3 月 31 日に離職した場合でございますが、離職の翌日が平成 22 年 4 月 1 日となりますことから、この場合には 22 年 4 月の属する年度の翌年度末までという適用となりますことから、23 年度末までが軽減の対象となるものでございます。

次の 22 年 4 月 1 日から 23 年 3 月 30 日までに離職した場合でございますが、これらの方々については、離職の翌日の属する月からの適用となり、期間については平成 23 年度末というふうになるものでございます。

以下、同様の考え方で、平成 23 年 3 月 31 日の離職の場合は、23 年 4 月から平成 24 年度末までが軽減の対象となり、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 30 日まで離職した場合については、離職の翌日の属する月から平成 24 年度末までが軽減の対象となるということでございます。

こうした軽減措置を受けた場合の平成 22 年度データに基づく試算をそのところに示しておりますので、ごらんいただきたいと思います。一つのモデルケースで計算した場合でございます。夫婦と子供 1 人の世帯で、介護納付金分については除いて計算をさせていただいております。

なお、この表については、所得額については夫の収入、所得のみとしておりまして、試算額を 6 万 3,000 円として一応計算をさせていただいたということでございます。

前年の給与収入 500 万円のケースでは、所得額 346 万円というふうになります。保険税額は 37 万 3,000 円、本来はそういうふうな税額になるわけですがけれども、この軽減制度が適用されると、346 万円の 30%、約 104 万円の所得額で計算されるというふうになります。この金額ということになりますと、条例 23 条第 3 号の 2 割軽減の対象となりますので、課税額は 17 万円となりまして、軽減されなかった場合との比較では 20 万 3,000 円ほどの負担減という形になります。

以下、同様に給与収入 300 万円のほかに株式譲渡所得 200 万円があった場合、それから給与収入 300 万円だけの場合、給与収入 150 万円のケースでそれぞれ試算してみたものでございます。

今回の軽減制度により、給与所得を 100 分の 30 に相当する金額として計算をしてみますと、当然のことながら、7 割、5 割、2 割の軽減に該当する世帯も増加することになります。

それでは、新旧対照表の方にお戻りいただきたいと思います。16 ページをごらんいただきたいと思います。

23 条の 3 につきましては、23 条の 2 の追加に伴いまして、23 条の 2 を 23 条の 3 に条番号を改めたものでございます。

次に、24 条の 2 につきましては、ただいま説明をさせていただきました特例対象被保険者等に係る申告に関する条文を新たに設けたものでございます。

なお、この軽減制度につきましては、市のホームページに詳細な情報を掲載しておるほか、広報たがじょう 5 月号でもお知らせをしたところで、申請を呼びかけてまいりました。5 月末現在の状況でございますが、58 件の申請がございまして、年齢階層別では、40 代から 60 歳代までの申請が多くなってございます。所得階層別では、200 万円以下の方々で約 8 割を占めている状況となっております。現在も直接窓口においでになったり電話による相談も多くなってございまして、今後申請が増加してくるのではないかと考えております。

次のところでございます。附則の改正でございます。附則第 2 項の改正につきましては、第 23 条の改正に伴い、引用条項の番号を 703 条の 5 に改めたものでございます。

次のページ、17 ページ、附則第 7 項につきましては、条文内の「世帯の」を「世帯に」に文言を改めたものでございます。

附則第 13 項と次の 18 ページの附則第 14 項につきましては、所得税法等の一部を改正する法律が公布されまして、租税条例の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の題名が「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改められたことに伴い改正したものでございます。

附則第 15 項につきましては、平成 22 年度以降の国民健康保険税の減免の特例について定めたものですが、第 23 条の 3 第 1 項第 3 号による国民健康保険税の減免について、旧被保険者への国民健康保険税につきましては、国民健康保険の被保険者の資格取得後 2 年の納期が期間限定で減免措置をしておりましたが、後期高齢者医療制度の保険料減額措置が当分の間継続されることから、国民健康保険税につきましても同様の措置を講ずるため、当分の間継続するとしたものでございます。

それでは、資料 1 の 21 ページをごらんいただきたいと思います。

改正条例の附則でございます。

第 1 条は、施行期日です。平成 22 年 4 月 1 日から施行するとしたものでございます。ただし、附則第 13 項及び附則第 14 項の改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から施行するとしたものでございます。

第 2 条は、適用区分について規定をしたものでございます。この条例による改正後の多賀城市国民健康保険税条例の規定は、平成 22 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 21 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

非自発的失業者の国民健康保険税の軽減制度、これはいろいろな団体等が運動して、一定改善されたものだというふうに思います。これは全国的な制度ということで、3年間の限定ということなんですが、財源措置はどういうふうになっているのかということですが。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

保険税軽減分につきましては、保険基盤安定制度で補てんをされるということになっております。保険基盤安定制度の補てんで不足する平均保険料と軽減後の保険料との差額を調整交付金という形で補てんされることになっております。

○議長（石橋源一）

10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

それから、最高限度額が4万円引き上げるということです。これは、ぎりぎり限度額がわっと4万円上がる層というのは、どの程度の層なのでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

これも、家族の構成といいますか、国保世帯の状況にもよるわけですがけれども、モデル的な試算という形で、例えば夫婦それから子供2人、40歳未満の4人世帯という形で計算をしてみますと、現在の限度額の59万円ですと、630万円ぐらいが限界でございました。これが4万円上がりますと、695万円という形で計算はされることになります。

○議長（石橋源一）

よろしいですか、藤原議員。はい、藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

今のは収入ですか、所得ですか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

ただいま申し上げましたのは所得でございます。

○議長（石橋源一）

質疑はありませんか。2番佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

58件、そういう問い合わせがあつて、制度を適用される人が出てきたということでは、大変その人たちもうれしいところにいるかと思うんですけども、私の感覚としては、まだまだ、うんと少ないなと……、今から周知徹底図るんだと思うんですが、少ないなという感覚がするんです。それで、こういう制度をきちんと、恩恵を受けるべき人がきちんと受けられるということは大事な、制度の心にもものつとったことだと思うので、周知徹底は本当に徹底しなければならないと思うんですが、インターネットと広報だけでなく、役所の中とかにも、生活相談で訪れる人、例えば生活保護の相談に行きたいと思ったような人でも、そういうものに出会って、保険料のことがどうにか解決できそうだと思えば、そこまで行き着かない人もいるかと思うんですが、そういう意味では、役所の中の窓口にお知らせができるような、そういうツールも必要だと思うんですけども、どうですか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

これは、法律が決まって、それを受けて条例改正ということで、それで専決処分という形になって、いち早くさせていただいたわけですけども、おっしゃるとおり、こういった形が効果的なPRになるのかどうか、この辺についても考えてみたいと思います。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を……、討論ありますか。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

反対討論というよりも、両面いろいろあるので、意見を述べて討論させていただきます。

一つは、非自発的失業者の国民健康保険税の軽減制度が導入されたということについては評価をしたいと思います。国の制度ではあるんですけども、できるならば3年間期間限定ということではなくて、継続することを望みたいと思います。

最高限度額については、これは医療保険の給付に対する税の限度額ということなので、一定の限度が必要だというのは私も理解をしております。これがもっと大幅に引き上げられることになると、高額所得層の税金で全体の税率が抑えられる、そういうことにもなるんですが、先ほども部長から説明ありましたように、4人家族で世帯全体の所得が695万円で、4万円上がるということになりますね。4人世帯で695万円の所得というのは、そんなに楽な生活じゃないと私は思うんです。そういう意味では、この層が最も思い負担になってしまうということになります。それ以上の人たち、900万円も1,000万円も超える人たちも、2,000万円の人も、皆4万円になるんですけども、これらのサラリーマン層と言ってもいいような状態のところぐっと伸びてしまうということなので、そういう矛盾を持った引き上げだということで、問題は問題で指摘しておきたいということで、討論とさせていただきます。

○議長（石橋源一）

それでは、明確な反対討論ではないという判断のもとに、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 33 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(石橋源一)

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第 9 議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(石橋源一)

日程第 9、議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(石橋源一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例における雇用保険法の引用規定を改正する必要があるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては水道事業管理者から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(石橋源一)

水道事業管理者。

○水道事業管理者(板橋正晃)

ただいま市長が提案理由で申し上げましたとおり、雇用保険法の改正に伴いまして、この法律の条項を引用しております企業職員の給与及び基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

今回の法律の改正は、非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化を図るため、非正規労働者に対する適用範囲の拡大が図られたものでございます。

改正の内容でございますが、資料 2 の 20 ページの方をごらんになっていただきたいと思います。新旧対照表で御説明いたします。左側の「新」で御説明いたします。

第 17 条第 6 項中、「雇用保険法第 38 条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険者」の定義が改められたことにより、引用条項の改正を行ったものであります。この短期雇用特例被保険者とは、季節的に雇用された者及び短期雇用された者をいうものでございます。

条文の解釈でございますけれども、勤続期間が 6 カ月以上で退職した職員、公務員の場合は正規職員になりますが、雇用保険法でいう被保険者とみなされ、退職の日以後も一定の期間失業している場合において、特例一時金の額、これは失業給付相当額になりますけれども、特例一時金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を退職手当として支給するというものでございます。

なお、この法律につきましては、平成 22 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されたもので、法律の条文の改正により条例を改正するものですので専決処分をさせていただいたものでございます。

資料 1 の 24 ページにお戻りいただきたいと思えます。

附則で、第 1 条は施行の期日でございますが、平成 22 年 4 月 1 日から施行しますということです。第 2 条は経過措置でございます。これは、退職した日が 4 月 1 日以前である者及び 4 月 1 日以前から職員であったものについては、条例の適用は従来例によるものであります。

こういうことでございます。以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 34 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。



よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで、休憩をいたします。

10 分間ですから、再開は 2 時 5 分。

午後 1 時 51 分 休憩

---

午後 2 時 05 分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

---

日程第 10 議案第 35 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（石橋源一）

日程第 10、議案第 35 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 35 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。これは菅野昌治委員の任期が平成 22 年 9 月 30 日をもって満了することから、その後任として武藤邦幸氏を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、資料 2 の 21 ページ以降に現在の委員名簿並びに武藤邦幸氏の経歴書を添付しておりますので、参照願います。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 35 号を採決いたします。

本案については、本市議会として意見はなく、原案に同意を与えることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案については、本市議会としては意見はなく、原案に同意を与えることに決しました。

---

日程第 11 議案第 36 号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋源一）

日程第 11、議案第 36 号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 36 号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等の一部改正に伴い、職員が仕事と子育てを両立しながら働き続けることができる雇用環境を整備することを目的として育児休業取得等に係る除外規定の縮小、育児期間中の職員に係る時間外勤務制限の拡充等を行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

それでは、資料ナンバー2の議案関係資料の23ページをお開き願いたいと思います。

今回の改正につきましては、ただいま市長から提案理由の説明がありましたとおり、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴うものでございます。

まず初めに、1の法改正の経過等でございますが、平成21年7月1日に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」が公布され、一部のものを除き、平成22年6月30日から施行となりました。これに伴いまして、「地方公務員の育児休業等に関する法律」においても一部改正が行われ、同年6月30日施行となりますことから、本市におきましても職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例について所要の改正を行い、職員が仕事と子育て・介護を両立しながら働き続けることができる雇用環境の整備を図るものでございます。

それでは、改正の概要について説明をさせていただきます。

2の条例改正の概要をごらんいただきたいと思います。

まず、(1)の職員の育児休業等に関する条例関係でございますが、アの育児休業取得等に係る除外規定の縮小についてですが、これは配偶者の就業の有無や育児休業取得の有無にかかわらず、職員は育児休業や育児短時間勤務、部分休業の取得ができるよう改正するもので、これまで配偶者がいわゆる専業主婦であったり既に育児休業中である場合、職員は育児休業等の申請ができませんでしたが、これらの除外規定をなくすものでございます。

次に、イの育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める期間についてですが、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項では、1人の子について既に育児休業を取得したことがある場合は、条例で定める特別の事情がある場合を除き、育児休業を定めないこととする旨、規定しております。しかし、人事院規則で定める期間を基準として、条例で定める期間内に当該子についてした最初の育児休業につきましては、これを除くとしており、今回この期間を57日間とする改正を行うものでございます。

つまり、妻の出産日から起算して57日間、産後8週間までの間、夫は育児休業をすることができ、その後も再度の育児休業ができるという内容でございます。

ウの再度の育児休業、育児短時間勤務ができる特別の事情でございますが、これは先ほど申しました地方公務員の育児休業法第2条第1項等で規定する再度の育児休業等を取得することができる特別の事情の一つとして、改正前の規定では「夫婦が育児休業等計画書を提出し、その計画に基づき交互に育児休業等をした場合」という条件があったものを「夫婦が交互に」という条件をなくし、育児休業等計画書を提出して最初の育児休業または育児短時間勤務をした後、3カ月経過した場合は再度育児休業等ができるものと改正するものであります。

次に、エの育児休業、育児短時間勤務承認の取り消し事由の縮小でございますが、アの項で説明しましたように、配偶者が専業主婦や育児休業中である場合でも育児休業できるとすることから、育児休業または育児短時間勤務承認後の取り消し事由の規定から配偶者が常態として子を育成することができるようになった場合を削る改正でございます。

オの施行期日及びカの経過措置でございますが、まず改正後の育児休業条例の施行期日は、改正法の施行日に合わせ平成22年6月30日とし、経過措置として、改正条例の施行日前に育児休業等計画書により申し出た再度の育児休業または育児短時間勤務の請求の計画は、改正後の規定により申し出た計画とみなす旨、規定するものでございます。

続きまして、(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例関係について説明申し上げます。

アの育児期間中の職員に係る時間外勤務制限の拡充でございます。3歳に満たない子を養育する職員が請求した場合には、著しく困難である場合や災害時等を除き、時間外勤務をさせてはならないものとするとしております。現行においては、小学校就学前の子を養育する職員が請求した場合は、月24時間、年150時間を超えて時間外勤務をさせてはならないとする規定がございますが、この制度に加え、3歳未満の子の親から請求があった場合は、原則、時間外勤務をさせてはならない旨の規定を設けるものであります。

イの施行期日及びウの経過措置でございますが、改正後の勤務時間、休暇条例の施行期日を平成22年6月30日とし、経過措置として、施行日後の期日に係る改正条例の規定による時間外勤務制限の請求を行おうとする職員は施行期日前に請求することができる旨を規定するものでございます。

その他、条ずれに伴い文言の整理等を行っております。

条文の詳細につきましては、26ページから新旧対照表を参照いただきたいと思います。

以上が本議会に提出させていただいております改正条例等の内容でございますが、今回の制度改正に伴い、家族の介護や看護につきまして規則等で対応するものがございますので、加えて説明させていただきます。

3、法改正に伴う制度改正をごらんいただきたいと思います。

(1) の子の看護休暇の拡充でございますが、小学校入学前の子を養育する職員については、現行では年5日の看護休暇を特別休暇として取得できる規定となっております。今回この制度を拡充し、子供2人以上の場合は10日の特別休暇が取得できるよう改正いたします。また、非常勤職員・臨時職員については、現在看護休暇の制度がございませんが、無給休暇として同様の規定を要綱上、設ける予定となっております。

(2) の短期の介護休暇でございますが、現行の規定では、介護を要する家族を介護する場合、6カ月の範囲内における無給の介護休暇がございますが、新たに有給の特別休暇として要介護状態にある対象家族1人につき年5日、2人以上の場合は年10日までの短期の介護休暇を取得することができる旨、規定するものであります。この短期の介護休暇につきましても、非常勤・臨時職員について同様の休暇を無給休暇として要項で規定するものでございます。

これらの規定につきましても、平成22年6月30日施行として規則、要綱等の改正を行う予定でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。18番昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

施行期日が何で6月30日なんだというのが非常にひっかかりあるんです。大概は1日付というのが多いんです。法に合わせてそうだとは言いながらも、なぜ6月30日なのか、これが私には理解できないんです。

それから、資料1の方の30ページにある附則3。恐らく、3だけは施行日から……、施行日以前においても……、この条例の公布の日から適用できるということなので、恐らくここで議員方の御承認をいただければきょうからということで理解していいのか。その際は、勤務時間とか休暇等に関する条例なんかで経過措置としてある「施行日前に請求することができるものとする」ということなので、早ければきょうから申請ができることになるのかという思いがあるんですけども、その辺はどうなんでしょう。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

まず、一つ目が、なぜ6月30日なのかということなんですけれども、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正につきましては、平成22年7月1日に法改正が施行され、施行期日については公布の日から換算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされていました。その後、施行期日が22年6月30日と定められ、国家公務員、地方公務員の育児休業法に合わせて、同日を施行日として改正されたので、多賀城市としても同じような形で行うということでございます。

それから、公布の日から施行しているのはなぜなのかということなんですけれども、説明の中で、介護休暇なりをする場合には事前の申し込みが必要なわけです。ですから、6月30日より前に申し出をしていただくこととなりますので、その意味でも30日からじゃなくて、その前から受け付けをしますよということから公布の日から施行しますという形にさせていただいております。

○議長（石橋源一）

18番昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

当然、御説明の中でも、規則の定めるところと。規則を改正するという事なので。私の質問の答えと若干ニュアンスが違うので、もう一度質問させていただきます、確認の意味で。

施行日前であっても受け付けるというのだから、公布の日ということは、きょう議員方が御承認すれば公布がきょうなのかと。だったら、早い話、あしたから要綱を即変えて受け付けを開始することになるのかという質問なんですけれども。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

公布の日からということで、きょうということはちょっと難しいかもわかりませんが、あしたなりあさってなりから、市長の署名をして公布した場合については、その日からという形になります。

○議長（石橋源一）

2番佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

資料の24ページの3番目、法改正に伴うその他の制度改正のところでは入学前の子の看護休暇があるんですが、1人につき年5日という日にちの根拠というのは、どうやって出したんですか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

次長から答えていただきます。

○議長（石橋源一）

次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

お答えいたします。

短期の介護休暇を今回新たに新設するものでございますが、今まではこの制度がございませんでした。それで、今回、例えば要介護状態の家族の介護をする場合、職員は1歴年につき、1月から12月までの間に、介護者が1人の場合は5日間ということで、これは国の方の定めでこういうふうに決めてございます。ですから、今回新たにこれが創設されたということでございますので、今まではこの制度がございませんでした。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

国の法律に基づいて5日ということなんですか。

○議長（石橋源一）

次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

そうすると、各自治体ごとに裁量する部分はないのかなということも含めて、何回もあれですけれども。

私、この間、こういう話を聞いたんです。ある県内でも大きい企業に、県内の企業に勤めているお母さんが、子供が小学校に入っているんだけど、2年生か3年生なんですけど、不登校になりまして、母子家庭ですからお母さん会社を休むわけにいかない。しかし、不登校も気になる、子供の将来にかかわることですから。どうしようかと悩んだらば、企業の中で、子供につき添ってやりなさいと。学校に行けるようになるまでお母さん面倒見て

いいよということで、3カ月だか4カ月、もちろん有給ではないんですけども、休んで、そして学校に行けるようになった。助かったと言っていました、そのお母さん。

そういうことでは、役所の中でもさまざま状況を抱えている方いっぱいいると思うんですが、5日というのはちょっとせこ過ぎるなというふうに思うんですが。日数の点でどうなんでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

今までは確かに、佐藤議員御指摘のとおり、無給休暇はございました。今回は新たに5日間の特別休暇を新設したということでございますので、その辺は御理解願いたいなと思っております。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

職員の皆さん、親の介護なんかも含めて、実態、きめ細かな調査をしながら、現実に働く職員の人たちの援助できるような、そういう制度の拡充に向けて、前向きに、常に調査していくことが大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石橋源一）

21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

この条例は遅きに失したのかなというふうな気もしているんですが、少子化問題も含めて、大変重要なものだと思います。今質問あったように、5日ということでなく、これが10日なり2週間なり3週間というものは改正されてくるのではないかと思いますけれども、問題は、この条例をいかに職員が活用するかというところに私は課題があるのではないかと。ですから、職員が活用しやすい環境づくりをどうしていくのかということをお考えおられる範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

せっかくの制度なものですから、これを大いに活用していただきたいと思っておりますし、それからこういう休暇というのは必ずしも女性だけがとるものではなくて、男性にもとっていただいていいですよということを男女共同という視点から、育児も女性だけじゃなくて男性もやっていくんだというようなことから、最近、市役所の中でも男性もとるような形にはなってきております。あわせて、その辺のPR活動などについても、特に産前産後の場合、その辺を詳しく説明をしたり、もしくは職員から相談があった場合については、こういう制度を詳しく説明をして、こういう制度ありますよというような形でやっております。さらに、この辺の内容についても事細かに説明をしていきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ぜひ、職員の通達とか内部文書とかいろいろあると思いますので、職員の福祉の向上に関することですので、徹底した施行できるような環境づくりに配慮していただきたいということを要望しておきたいと思います。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 36 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 12 議案第 37 号 多賀城市税条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋源一）

日程第 12、議案第 37 号 多賀城市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）



議案第 37 号 多賀城市税条例の一部を改正する条例についてであります。これは地方税法等の改正に伴い、個人住民税の扶養控除等の見直しに伴う申告制度及び少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に係る個人住民税の非課税措置の新設並びに市たばこ税の引き上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては市民経済部長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

それでは、議案第 37 号 多賀城市税条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

2 の議案関係資料 32 ページ、お願いいたします。

それでは、議案第 37 号関係資料について説明させていただきます。

平成 22 年度地方税法改正について、さきの議案第 32 号で専決処分に関する部分は説明申し上げましたが、ここでは専決処分以外の部分について説明申し上げます。

まず、市町村民税関係では、（1）個人住民税の扶養控除等の見直しが行われました。このうち、アとして年少扶養親族、これは 16 歳未満の扶養親族をいいますが、この年少扶養親族に係る扶養控除が廃止され、さらに 16 歳以上 19 歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分が平成 24 年度から廃止されます。廃止されます年少扶養親族に係る扶養控除は住民税で 33 万円、特定扶養控除の上乗せ部分の控除額は住民税で 12 万円であります。

なお、図の中で括弧書きで金額を表示しているのは、所得税の控除額であります。これらは、所得税においては、所得再配分機能の回復や所得控除から手当への考え方のもと、子ども手当の創設、高校の無償化と相まって、扶養控除の見直しを行うこととされました。

個人住民税の所得控除については、従来から所得税の範囲としているところであり、こうした所得税との税体系上の整合性や地方団体の税源充実の観点及び国民に与える影響も踏まえて、政府税制調査会において総合的に判断した結果、個人住民税においても扶養控除の見直しを行うこととなったものであります。

なお、この地方税の一部改正に関して条例の改正はございません。

次の 33 ページをお開き願います。

イの同居特別障害者加算の組みかえであります。同居特別障害者加算は、扶養親族または扶養対象配偶者が同居の特別障害者である場合には、扶養控除または配偶者控除の額に 23 万円を加算する措置であります。今般、年少扶養控除が廃止されることにより、16 歳未満の扶養親族、いわゆる年少扶養親族については、扶養控除の適用がなくなります。その結果、同居の特別障害者である年少扶養親族については、同居特別障害者加算を扶養控除に対して行うことができなくなることから、別途、適用のある特別障害者控除に加算することとし、控除を振りかえるものであり、合計した控除額に変更はありません。

なお、この個人住民税における同居特別障害者加算の組みかえは平成 24 年度分から適用されますが、多賀城市税条例の改正はございません。

34 ページをごらん願います。

ウの年少扶養控除廃止後における扶養情報把握のための申告制度の創設であります。これは年少扶養控除の廃止に伴い所得税においては年少扶養親族に関する情報を収集する必要がなくなります。しかし、個人住民税については、個人住民税独自の仕組みとしての非課税限度額制度が設けられており、この非課税限度額の判定基準の算定に扶養親族の数が用いられていることから、引き続き年少扶養親族を含めた扶養親族の情報を把握する必要があります。

現在、扶養親族の情報について、市町村は確定申告書や個人住民税の申告書のほか、給与所得者が給与の支払者を経由して提出する所得税法を根拠とする扶養親族等申告書等に基づく給与支払い報告書により把握しています。今回の諸控除の見直しに当たっては、見直し後も市町村が扶養親族に関する事項を把握できるよう、新たに扶養親族申告制度の創設をするものであります。

この制度改正に伴いまして、本市では多賀城市税条例第 23 条の 3 の 2 として規定し、加えて法的年金受給者につきましては、同条例第 23 条の 3 として規定しております。

次に、35 ページをお開き願います。

(2) の少額の上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に係る個人住民税の非課税措置について説明申し上げます。

これは、金融一体化の取り組みの中で、個人の株式市場への参加を促進する観点から、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置として、非課税口座において管理されている上場株式等について、毎年新規投資額で 100 万円を上限に、10 年以内に支払いを受けるべき配当及び譲渡による譲渡益については個人住民税を課さないこととしました。

具体的には、平成 24 年から 26 年までの各年において設定された非課税口座、これは 1 人 1 年につき 1 口座に限るものでございますが、1 年当たり 100 万円を 3 年間、取得価格ベースで最大 300 万円の新規投資に係る配当及び譲渡益が非課税となります。

上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等については、現在 10%軽減税率が適用されております。これを金融課税一体化を推進する観点から平成 24 年より 20%の本則税率に戻すこととしていますが、本措置はこれに合わせて導入されることになっております。

なお、この改正に伴いまして、多賀城市税条例附則第 25 条の 3 を改正するものであります。

次に、36 ページをごらん願います。

(3) の生命保険料控除に介護医療保険料控除の創設であります。これは保険二一ズの様態化や社会保障制度を補完する分野の重要性を踏まえ、所得税において生命保険料控除が組みかえされることから、それに合わせて同様に組みかえを行うものであります。

具体的には、介護保障または医療保障を内容とする主契約または特約に係る支払いに保険料について新たに介護医療保険料控除を設け、従来的一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除とともに、それぞれの適用限度額を 2 万 8,000 円、合計適用限度額を 7 万円とすることとしています。

この個人住民税における生命保険料控除の組みかえについては、平成 25 年度分から適用されることとなり、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に関しては、従前的一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除と同様の取り扱いとすることとしています。

なお、この改正に伴います多賀城市税条例の改正はございません。

次に、37 ページをお開き願います。

2 の市町村たばこ税関係であります。まず (1) の市町村たばこ税の税率の引き上げでございます。たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため将来に向かって税率を引き上げていく必要があるという方針に沿って、平成 22 年度においては、旧 3 級品以外の製造たばこについて、国、地方合わせて 1 本当たり 3.5 円、1 箱 20 本当たり 70 円の税率引き上げを行うこととしたものであります。

地方のたばこ税については、国と地方の配分比率がこれまでと同様に 1 対 1 とされたことから、このうちの半分として 1 本当たり 1.75 円、1 箱 20 本当たり 35 円の税率引き上げを行うこととし、その内訳は現行の道府県たばこ税と市町村たばこ税の税率割合のとおりとし、市町村たばこ税は 1 本当たり 1.32 円、1 箱 20 本当たり 26.4 円、道府県たばこ税は 1 本当たり 0.43 円、1 箱 20 本当たり 8.6 円とされたものです。これにより、市町村たばこ税は 1 本当たり 4.618 円、1 箱 20 本当たり 92.36 円になります。

なお、「わかば」「エコー」「しんせい」などの旧 3 級品の製造たばこの税率については、資料の中段に記載しておりますので、ごらん願います。

今回のたばこ税の税率引き上げは、製造たばこに係る小売定価の引き上げ、1 本当たり 5 円程度を前提とするものですが、この財務大臣の認可のあった小売定価に含まれている改正後の国と地方のたばこ税額を適正に確保し、また平成 22 年 10 月 1 日前に小売販売業者等が旧税率で課税された製造たばこを大量に買い置きし、10 月 1 日以降、新税率を含む価格で消費者に販売することによって、その手持品について新税率と旧税率の差に相当する税額を不当に隠匿することを防止するため、国と地方たばこ税の税率引き上げに伴う経過措置として、過去の引き上げ時と同様に、平成 22 年 10 月 1 日前に売り渡し等が行われた製造たばこを同日現在において販売のために所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対し、いわゆる手持品課税を行うこととしています。

また、税率引き上げの時期については、たばこの価格の改定や手持品課税の準備等に一定の期間が必要であることに加え、特に平成 22 年度改正においては、従来の引き上げ幅を上回る税率の引き上げを行うため、これまで以上の駆け込み需要が発生すると見込まれることから、これらへの対応に要する期間を勘案し、平成 22 年 10 月 1 日とされたところであります。

なお、この改正に伴い、旧 3 級品以外の製造たばこに係る市たばこ税につきましては、多賀城市税条例第 80 条、旧 3 級品の製造たばこに係る市たばこ税につきましては、同条例附則第 24 条の改正を行いますとともに、手持品課税については附則第 3 条第 2 項から第 6 項までに規定しております。

次に、(2) の市町村たばこ税が一定の額以上であることを条件とした補助金等の禁止であります。これは市町村たばこ税はなるべく最終的な消費が行われる地方団体の税収となるよう、卸売販売業者等が小売販売業者の営業所ごとに売り渡した本数に基づき、当該小売販売業者の営業所所在地の地方団体へ納付することとなっております。

しかしながら、一部の市町村においては、小売販売業者へ補助金等を交付することにより、たばこの販売消費と税収の規則に大幅な乖離が生じ、このような事態は地方自治法や地方財政法の規定に照らし著しく不当であることから、平成 22 年度税制改正において市町村たばこ税の課税の適正化の観点から、このような事態を引き起こす要因である一定の補助金として市町村から小売販売業者に対するたばこ税額を条件とする補助金等を禁止することになりました。

次に、恐れ入りますが、資料 2 の 1 ページをお開き願います。

この表は、専決処分関係の議案で説明申し上げましたが、この表の一番左側の列が今回の条例の一部改正であります。このページに記載しております扶養親族申告制度と次のページの市町村たばこ税の引き上げにつきましては、先ほど説明申し上げたので、省略いたします。

表の左側の一番下の欄に、地方税法等の改正により引用法令名、条項ずれに伴う改正及び文言の整理が平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 1 月 1 日から施行するものがございまして、それぞれ所要の改正を行っております。

次に、議案 1 の 37 ページをお開き願います。

附則でございます。

第 1 条は施行期日であります。基本的には、平成 22 年 10 月 1 日から施行するとしておりますが、先ほど説明申し上げたとおり、扶養親族の申告制度の創設と地方税法等の改正に伴う引用法令名、条項ずれに伴う改正及び文言の整理の一部につきましては平成 23 年 1 月 1 日から、少額上場株式の非課税措置に伴う所得計算の特例につきましては平成 25 年 1 月 1 日から施行することとしております。

第 2 条は市民税に関する経過措置であります。第 1 項及び第 2 項は改正後の多賀城市税条例第 23 条の 3 の 2 及び第 23 条の 3 の規定による扶養親族申告書について、平成 23 年 1 月 1 日以後に提出するものについての適用を規定しております。

同条第 3 項は、平成 23 年における公的年金等受給者の扶養親族申告書の特例的扱いを規定したものであります。基本的には、給与所得者及び公的年金等所得者は毎年この扶養親族申告書を提出することになりますが、公的年金等受給者については前年度の扶養親族申告書に記載した事項と異動がないときは当該異動がない旨を記載した申告書で足りることになっております。しかしながら、平成 23 年度は地方税における扶養親族申告制度の初年度であることから、前年度に提出した扶養親族申告書がありません。したがって、前年度において所得税法第 203 条の 5 第 1 項の規定により提出した申告書との比較において記載事項と異動がないかどうかの判断を行うものとする規定であります。

同条第 4 項は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例について、平成 25 年度以降の年度分について適用する旨の規定であります。

同条第 5 項は、地方税法の一部改正による条ずれ等に起因する法人市民税の適用について規定したものであります。

第 3 条は市たばこ税に関する経過措置であります。第 1 項は、平成 22 年 10 月 1 日を指定日として、指定日前に課したまたは課すべきであった市たばこ税については、従前の税率を適用する旨の規定であります。

同条第 2 項は、さきに説明申し上げたとおり、手持品課税として今回の引き上げ額と同額の課税をする旨の規定であります。

同条第 3 項及び第 4 項は、手持品課税に係る申告と納付について規定したものであります。

同条第 5 項は、手持品課税時における延滞金、葉巻たばこ、パイプたばこ等の紙巻きたばこへの換算、市たばこ税の修正申告、当該修正申告に係る納付、不足税額、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金等について市たばこ税の規定を適用する旨の規定と、それに伴う読みかえを規定したものであります。

同条第 6 項は、手持品課税の対象となった製造たばこが卸売販売業者等に返還された場合における市たばこ税の控除及び還付について規定したものであります。

なお、多賀城市税条例の一部を改正する条例の本文と新旧対照表は説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

資料の 2 の 32 ページに関連してお答えをいただきたいと思います。

これを見ますと、子ども手当が支給されるということで平成 24 年度から年少扶養控除がなくなるということです。先ほど平成 21 年度と 22 年度の保育料の徴収基準額表を資料として提出していただきました。21 年度と 22 年度は金額が全く同じでありまして、最近では余り徴収基準額の数字自体は動いていないということなんだと思います。

それで、例えば 3 歳未満の子供が 1 人いる家庭で 5 万円の所得税を払っていた。そうすると、この徴収基準額表の階層では D の 4 の階層になりますので、2 万 7,000 円の保育料ということになります。ところが、38 万円の扶養控除がなくなる。この階層は、所得税の税率は 5% ですので、38 万円の扶養控除がなくなるということは 1 万 9,000 円の増税になるということです。5 万円に 1 万 9,000 円を足すと 6 万 9,000 円になりますので、収入は全然ふえていないんだけど D の 5 の階層に上がってしまうんです、年少扶養控除がなくなったために。そうすると、黙っていても保育料は、このままいくとすればですよ、このままいくとすれば、2 万 7,000 円の保育料は 3 万 8,000 円になってしまうということになるのではないかと思うんですけれども、御回答をお願いします。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

御質問のとおり、現在の改正がこのような形になりますと、当然、所得税額が上がることになります。したがって、御指摘のように、階層区分は変わりますので、このままの状態であれば保育料が上がるということになります。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

それから、もう一つの例。3 歳児が 1 人いたとする、3 歳未満児が 1 人いたとする。そうすると 2 人ですから 38 万円掛ける 2 で 76 万円の控除がなくなるわけです。そうしますと、これも 5% の所得水準なので 3 万 8,000 円の増税になってしまいます、子供さんが 2 人いる場合ですね。そうすると、例えば D の 2 の階層にあった人、2 万 5,000 円未満だから 2 万 4,999 円の所得だった人が D の 2 にいたとする、そうするとこの人は年少扶養控除 2 人

分がなくなってしまうので、3万8,000円の増税になって、6万2,999円の層になってしまう、Dの5の層になってしまう。そうすると、3歳児は、年齢が高い方はそのとおりなので、1万8,000円から3万2,000円になって、1万4,000円の保育料の増になります。それから、下の方は半額なので、1万500円から1万9,000円になりまして、こちらは8,500円の増になる。合わせると2万2,500円、保育料が上がってしまうということになるわけです。

そうすると、子ども手当の大半が保育料になってしまうんです、今のままでいくと。私が認識しているのは、年少扶養控除の話とか特定扶養控除のかさ上げ分を無くするということは恒久的な措置なんだけれども、保育料の方について救済措置をとるといようなことは何ら決まっていない、現時点では。そういうふうに認識していますけれども、皆さん方はいかがでしょう。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

この関係に関しましては、国の方から何がしかのアナウンスメントがあるかといいますと、今のところございません。ただ、今回の税制改正の過程の中で政府税制調査会の中に、控除廃止の影響に係るプロジェクトチームが設置されているということで、現在それらの検討が行われておりまして、その結果が政府税調の方に報告されることになっている。保育料に限らず、税の体系の全体を見直すという形になりますので、いろいろなところに影響が出るものと思っております。ですから、今の時点でそれらに関する情報が我々のところに届いているかということ、届いてはならないという状況でございます。

○議長（石橋源一）

10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

それから、介護保険料もたしか、その世帯の所得で決まる。だから、例えば子供さんがいてじいちゃん、ばあちゃんもいる、そうすると子供2人の年少扶養控除がなくなったことによって、じいちゃん、ばあちゃんが払う介護保険料の方ががと上がってしまう。介護保険料もシステム的にはそういうふうになっているのではないかと思うんですけれども、それはいかがですか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

一つ一つ全体にわたってまだ確認しているわけではないんですけれども、今回の税制の改正によって、扶養控除の見直し云々の関係で、影響のあるいろいろな制度が相当数、今御指摘の部分に限らず、相当数ございます。ですから、この辺についても、先ほど申し上げました税制調査会の中でプロジェクトチームが組まれて、そこの中で検討が行われているということでございますので、そういった動きを確認していきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

この問題については、あと討論でまとめて触れておきたいと思いますので、いいです。

それから、次に問題だと思うのは、ナンバー2の35ページなんです。3年間の措置で、それぞれ100万円ずつの株の投資をした場合に住民税を非課税にするというやつです。24年度から20%という本則課税を導入するのに合わせて、毎年100万円以下の株の投資でもうけたものについては非課税にするというものです。

それで、本則課税する、これは当然だと思うんです。今まで10%にまけてやっていたわけで、やっぱり株の投機でもうけたような人たちには20%きちんと払ってもらおうと。だから24年度まで待たなくてもいいんだけど、私は20%の本則課税にするというのは、これは当然だと思う。株の投機をやっている人たちからすれば、100万円以下の株の投機というのは所得の低い層であるかもしれない。けれども、庶民一般から見たら、100万円も株の投機に回せるような人というのは、やっぱり私は高額所得者の部類だと思うんですけども、皆さんはどういう認識ですか。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

政府では、100万円が投資として高額か少額かは別として、投資を広げたいというのが政府のねらいであると判断しております。

○議長（石橋源一）

3 番深谷議員。

○3 番（深谷晃祐議員）

37号、ア、イ、ウ、エとございますが、対応する条例の改正については賛成、了とするんですが、先ほど藤原議員がおっしゃっていた内容、同様ではないんですが、先ほど藤原議員がお話ししていた家庭がすっぽり当てはまるのが私の家庭でございますので、一言そこで御意見を申し上げさせていただきたいと思います。それと、当局に確認をしたいと思っております。

個人住民税の扶養廃止という部分に関して、たばこ税の値上げ部分については改正の理由について国民の健康の観点、それからたばこの消費を抑制するためということで書いてございますが、こちらの改正の中で、結局は所得が減ってしまうというような内容の改正であると思っておりますが、それについては、どういう理由でこれを改正するのかということは国から御説明はあったのでしょうか。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

資料2の37ページにございますように、改正理由、これが国から示されている改正理由でございます。たばこ税については云々のところですが、その理由でございます。

○議長（石橋源一）

3 番深谷議員。

○3 番（深谷晃祐議員）

すみません、ごめんなさい。多賀城市税条例の一部を改正する条例の要旨で、個人住民税の扶養控除等の全体像の中で一般扶養控除を廃止するという部分、それから特定扶養控除の上乗せ分を廃止するという部分についての改正の要旨については、どのように御説明があったかということをお示してください。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

扶養控除等につきましては、市税条例では地方税法を準用するという規定になっております。そして、今回、地方税法が改正された。それで、改正の内容については申し上げましたか、扶養控除の廃止に関しては市税条例の改正はないというふうに説明申し上げました。

○議長（石橋源一）

3 番深谷議員。

○3 番（深谷晃祐議員）

本来であれば、こういうことは意見書として提出すべきものだったのかなというふうに今改めて感じております。ただ、一般扶養控除の廃止、それから特定扶養控除の廃止については、さきの選挙の際に今の政権与党である民主党がうたっていました。その中で、子ども手当の満額支給、今半額の支給の中でやられておりますが、満額支給の財源として一般扶養控除の廃止それから特定扶養控除の廃止ということで掲げられていたというふうに私は覚えております。その中で、満額支給も難しいであろうという厚生労働大臣のお話の中で、今現在このような法改正が国で行われているということが私は大変遺憾でございます。今ここで執行部の皆様に御意見を申し上げてもしようがないのでありますが、一言申し上げておかないと私の気が何となく済みませんので。先ほど先輩から、机の上で書面を相手にする事務仕事ではなく、民意の代弁者たる政治家であるのはあなたのお仕事ですよというふうに教えていただきましたので、一言だけ御意見申し上げます。

○議長（石橋源一）

吉田議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

今深谷議員も述べられたわけですがけれども、子ども手当の対象にかかわる一般扶養控除の関係は、恒久法であるわけです。改正については恒久法。今深谷議員がおっしゃったとおり、1万3,000円の平成22年度以降2万6,000円ということでこれまでの取り扱いがされてきていて、政府は、今日的に言うならば、それを見直すと。1万3,000円にということを書いてあるわけですが、平成23年度以降についてもですね。この矛盾。恒久法と、その実施段階における子ども手当の扱い、これはどんなふうに見ておられますか。所見を伺っておきます。

○議長（石橋源一）



市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

お答えになるかどうかは難しいと思いますが、私たち地方公共団体の課税部門といたしましては、法律で決まっている地方制度について肅々と、公平で公正な課税をするのみでございまして、これらの税財源をもって行われる政策、ましてや国が行う政策についてのよしあしについての発言は控えさせていただきます。

○議長（石橋源一）

吉田議員。

○13番（吉田瑞生議員）

よしあしを問うているわけではないんです。どのように見ておられるか。言うならば、ここにも説明にありますとおり、年少扶養親族に関する扶養控除、それぞれ住民税、所得税、33万円、38万円が恒久的に廃止されるんです。その財源をもって子ども手当等の大宗を行うとしていたことの政策的矛盾について私は指摘しているわけですが、そのようには感じませんかということで、よしあしということではなくして、矛盾を感じるか感じないかについてはどう思うかということなんです。

それから、先ほど藤原議員も述べておりまして、当局も答弁しておりましたけれども、この廃止に伴う影響についての対象は相当数に及ぶということも部長も答弁されておられるわけです。非常に内容的には問題を含んでいる全体的な地方税法の改正のトータルの内容になっていることも指摘せざるを得ませんし、これらのことからして、今次の例えば32ページの関係については、対応する条例の改正はなく、その次の33ページの関係についての対応する条例の改正はありませんけれども、関連する事項として述べたわけですが、再度、どんなふうにとめておられるか、伺っておきます。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

ちょっとよしあしという言い方がどうだったのか、問題あるかと思います。訂正させていただきます。

ただ、新たな税調を起こし、税制全体の組みかえをしている途中であるということは私たちもやはり理解はしております。その中で出てきた一つの結論として私たちは受けとめたいと考えております。

それから、ほかの制度については、私たちが調べた時点でも、恐らく50項目ぐらい該当するものが出てくると思います。当然、何らかの対策は打たれてくるものというふうには考えてはおりますが、ただ情報的にも税調の中でそういった指示が出ているということでございますので、どこかの時点でその回答は出るものと考えております。

以上です。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。7番森議員。

○7 番（森 長一郎議員）

ただいま、さまざまな意見が出ております。この議案に関しまして、政府の方でもプロジェクトチームにおいて検討されているということで、この議案に対してもっともっと議論を深めていきたいなというふうな考えを持っております。ということで、この議案に対して暫時休憩をとって、まずは扱いについて協議したいと思います。

○議長（石橋源一）

暫時休憩の提案がありました。暫時休憩をいたします。

暫時、休憩。

午後 3 時 14 分 休憩

---

午後 4 時 05 分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

質疑はありませんか。16 番根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

今回の一部を改正する条例については、国の法改正に基づく市の条例改正であるということで、これはこれで了としなければならない条例案だろうと、このように思います。

ただ、国の流れを受けている条例案だけに、その背景にある政策判断というのがあると思います。今回は年少扶養控除を廃止する、あるいは特定扶養控除を減額するということで、増税になっております。これは政府のマニフェスト、子ども手当の財源のためにこのような税改正を行った、いわゆる政策実現のための増税である、このような認識でよろしいですか。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

子ども手当、高校授業料無償化、これを含めて考えた場合、平成 22 年度では、こちらで試算した結果は、皆さん減税といいますか、手取りが多くなる。ただし、平成 24 年度、子ども手当の額が今年度と同じ場合、一部の世帯、年収 700 万円以上がありまして扶養親族の 1 人が定時制高校に通っているような例でございますと、多少の手取りが減ることになるようでございます。

○議長（石橋源一）

16 番根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

それはトータルするとね。今私が問うているのは、政策実現のための増税ですかと。トータルの議論を言っているのではないです。これは増税ですね。減税ですか。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

控除額の廃止でございますので、増税でございます。

○議長（石橋源一）

16番根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

それで結構です。そうですね。今部長がおっしゃったように、子育ての若いお母さん方、御夫婦はどのように思っていたかということ、児童手当を例えば5,000円もらっていた方が8,000円プラスになって1万3,000円もらう、これで子どもの教育費にしよう、あるいは子育てに使おう、こういう思いでいたのが、実は給料明細を見たら増税になっていた。あるいは、若い子育ての家庭で自営業を営んで、先ほど本当に藤原さんがおっしゃっていました、全くそのとおりでございます、逆に負担が大きくなる場合がある。あるいは、介護保険、国民健康保険税もそうです。かなり影響してまいります。そういうことを考えたときに、本当に子育て家庭のお母さんは、可処分所得といいますか、今までの5,000円から8,000円プラスして本当は1万3,000円いただいて、そしてそれを子どもの育成のために使おう、こういう思いでいたのに、やはり片方では増税になるということで、これからじわりじわりと感じて、いろいろ批判の声も来る可能性もあります。

こういうことを考えたときに私は、条例はいいんですけれども、その対応というものも非常に大切になってくる、こう思うんです。その対応は税務課というよりは、もしかすると福祉の部長の方に来るかもしれない。子ども手当をいただいているのに、なぜこのように増税して、どうなんですかと。あるいは、保育料がこのように上がって、このようになりました。健康保険も上がって、どうなんですかと。こういう問い合わせというのは必ず来ると思うんです。そういうときの対応をどうするか、こういう問題なんですけれども、部長、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

おっしゃるとおりでございます。対応をどうするかということなんですけれども、現実的に財源がないということは変わりはないかと思えます。ですから、そういった状況の中で、先ほどもお答え申し上げましたように、税制をいじるということ自体がいろいろな分野にいろいろな影響を与えるということについての議論がもうちょっと深まっていきませんと、我々としてもどのような形で対応をやっていくかということが明確に出せないのではないかなというふうに思っております。ですから、そういった方向が出てきた段階で、自然体として、おっしゃるとおり、保健福祉分野の関係が相当程度、所得税額、税金をもとにしたいろいろな計算が料金や何かに非常に多いので、相当程度影響が出てくるかなと思ってはいますけれども、なかなかそういった部分がまだ国の方から示されていない、あるいはそういった情報が伝わっていないということですので、その辺が出てきた段階でしっかり勉強させていただきたいと思えます。

○議長（石橋源一）

16 番根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

今まで非課税世帯がこのことによって課税世帯になる、こういうこともある。そうすると、非課税世帯だったおばあちゃんが、もし後期高齢者医療制度に、国民健康保険に入っていて、今後期高齢者になっている、そうすると違いますね、課税になっているか、非課税か。世帯で見ますから。ですから、影響力というのは非常にはかり知れないと私も思います。そういう意味では、何か市民の皆さんから問い合わせがあったときには、丁寧な説明をしていただいて対応していただければと、こう思います。

今私言ったように、本当に子育て家庭の皆さんの応援をする、そういう背景を考えたときに、やっぱり言わざるを得ないという、先ほどの森議員じゃないですけども、本当にそういう思いに駆られるのは、私、森議員、あと先ほど深谷議員も言いました、藤原議員もおっしゃいました、皆さん心の中では、そういう子育て家庭のお母さんのこと、あるいは子供さんたちのことを考えれば、そういう思いになる、こういうこともございますので、これはこれでいいんですけども、担当者レベルで、あるいは市長もそうですけれども、本当に増税して子ども手当でいいのか、こういう議論をぜひとも市長会なり声を上げていただいて、市民のために、部長は保健福祉部関係のいろいろな集まりのときにも、やはりこれはちょっとおかしいんじゃないかと思うところは、きちっと声を上げていただきたいなど、このように思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

これは、私の口からどこまで発言できるかということともかかわりますけれども、やっぱり税制全体にかかわる問題だと思っています。ですから、今ここでの議論は所得税の部分だけなんですけれども、全く消費税の部分については触れられていない。ですから、税源をどこに求めるのか。税源をどこに求めることが今社会にとって大事なことなのかという議論が私のところには全く伝わってきていないわけです。あくまで、結果がこういう形になった、あるいは法律がこういうふうに変ったということで、我々は法律を守って、それを執行していく立場ですので、どうしてもいろいろな矛盾を抱えながらやっていかざるを得ないというところはあるかと思えます。ですから、その辺の方向がどういう方向に定まっていくのか、そういった部分をしっかり見定めて、誤りのない対応を図っていきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

2 番佐藤議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

大変高い質の議論を聞かせていただきまして、こういう議論がずっと闘わせられるような多賀城議会であつたらいいなという思いで聞いていたんですけども、今回の改革に伴って考えられる影響が 50 項目ぐらいあると部長おっしゃっていましたが、その 50 項目を資料として出していただけるかな。

○議長（石橋源一）

市民経済部長、今の質問に対して。

○市民経済部長（永澤雄一）

該当する項目についての名称、ただこちらで概算で調べているもので、確定したものではないかもしれませんが、参考資料としてならば出せるかと思いますが。

○議長（石橋源一）

2 番佐藤議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

現場で事務を進めていく上で、自分たちがやるところでどうなんだと。こういうことも考えられるんじゃないかというようなことがそんなにたくさんあるということでは、一定の私たちの側からの運動も大事だと思うし、皆さんたちの意見の周知も大事なことだと思いますので、自分たちの考えられるところの項目をぜひ出していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石橋源一）

それでは、市民経済部長、参考資料ということで提出いただける……、市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

はい、わかりました。

○議長（石橋源一）

質疑はありませんね。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。（発言者あり）

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

条例は法律に従わなければいけないということになっていますので、当局の皆さん方が実務的に粛々と進めなければいけないということについては、よく理解をしているつもりです。ただ、私も政治家ですので、トータルに今回の問題がどこにあるのかということを指摘して、討論をさせていただきたいと思います。

3 月 24 日に参議院の本会議で地方税法等の一部を改正する法律案が可決成立して、4 月 1 日から施行ということになりました。その中にいろいろな問題が含まれていて、今回の条例改正にもなっているわけです。今回の改正で非常に大きな問題だと感じているのは二つありまして、その一つは、先ほども指摘してまいりました年少扶養控除の廃止と特定

扶養控除のかさ上げ分の廃止。これが非常に大きな問題だと思っています。これは、政権党が、子ども手当に固執する余り、子育て世帯を増税するという非常に矛盾したやり方をとった。非常に乱暴なやり方だと私どもは考えています。保育料、介護保険料等、部長の先ほどの説明だと50項目ぐらいにこれらが影響してくるというお話でした。

国会では共産党だけではありませんで、自民党も公明党もみんなの党も、それからもう一つどこかの党も、反対したようです。

私は、本当に子育て支援を進めていくというのであれば、現行の制度を維持した上で5,000円でも1万円でも子育ての手当を上乗せすることこそが、非常にシンプルで正しいやり方だったのではないかと。どなたにも迷惑をかける層がなくて、本当に上乗せになる子育て支援になったのではないかと考えていまして、非常に内容を含んだ地方税法の改正、所得税の改正であったということをまず指摘しておきたいと思います。

それから、二つ目の反対理由ですが、資料ナンバー2の35ページにかかわる、少額の上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に係る個人住民税の非課税措置の問題です。先ほども申しましたが、本則課税の20%にするというのは、これは当然の措置だというふうに思っております。投資している人たちの中では年額100万円以下の投資をしている人たちは低所得層になるのかもしれませんが、一般庶民から見ると、株式の投資に100万円もできるという人は相当な高額所得者でありまして、そういう方々に非課税措置をとらなければいけない理由は私はどこにもないと思います。

特に、今年収200万円以下のワーキングプアと言われている人たちが1,000万人を超えております。貧富の格差がどんどん拡大している中でこういう方々に非課税措置をとるのは、今とるべき政策としては逆行しているのではないかとということで、到底理解できない。

この2点を指摘して、反対の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（石橋源一）

他に反対の討論はありませんね。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

第37号の多賀城市税条例の一部を改正する条例でございますが、今日の国会の中で地方税法の改正がありまして、それに基づいて肅々とこの条例が提案されたということについては賛意を申し上げたいと思います。

ただ、今質疑の中にありましたけれども、子ども手当と高校無料化の財源としてスポットを当てて、いわば端的なスポットでいろいろ議論されておりますけれども、私は政治というのは全体財政をどうしていくのか、そして少子化対策に日本は突入した、このことを何とかしなければいけない、こういう点を考えた場合に、お互いが我慢をするところはしながら、日本の将来のことを考えた施策を講じていくのも一つの手法であろうというふうに思っております。

今指摘されました年少の問題、かさ上げの廃止の問題は逆行するのではないかとという御意見もありますが、これらを含めて、今政府としては税制全般にわたって検討していかなければならない。このままの景気状況では、とてもじゃないが日本の財政をそのまま持っていけないというような判断に立っているようであります。そういう意味で、これからいろいろな面で展開されてくると思いますが、現時点においての1万3,000円の子ども手当に

については、今ある原資の中で出す。施行は少なくとも 24 年の 1 月 1 日ということですので、それまでに検討の結果、いろいろな修正も加えてくるだろうというふうにも感じるところであります。

したがいまして、日本の少子化対策を何とかしなければいけないという一念に燃えての今回の政策の判断だというふうに理解をしております。そういう意味では、今後どうあるべき姿があるか、国民の皆さんとともに、やはり税制の抜本的改正というものを視野に入れていくことが大事ではないかと思っております。

そういう意味で、これからいろいろな面で今までと異なったいろいろな問題も発生してくると思いますけれども、それらに地方自治としてどう対処していくか、しっかりとみんなとともに勉強しながら対応していくことが大事な時代に来たのではないかと思っております。

こういう意見を申し上げながら、今次の 37 号の税制改正については賛意を示すものであります。以上で賛成討論を終わります。

○議長（石橋源一）

ほかに本案に対する賛成討論の発言を。13 番吉田議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

多賀城市税条例の一部を改正する条例については、賛意を表するものでありますけれども、今次の平成 22 年度地方税法の改正そのものについての問題点を指摘しておきます。

先ほど来、質疑の中でも若干触れましたけれども、年少扶養親族に係る扶養控除、住民税において 33 万円、所得税において 38 万円などの廃止、さらにまた 16 歳以上 19 歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分の住民税 12 万円、所得税 25 万円の廃止の問題であります。これらの問題の内容は、既に説明の中の資料でも明記されているとおり、子ども手当の対象に係る課題、さらに高校無償化の対象に係る課題を補てんするものとの関連の中で廃止されているわけであり、このことは大変国政においても議論になり、国民的な議論も呼んでいるわけであり、我々はまさにばらまきという視点でこの問題をとらえており、子育て問題についての現物支給の政策課題をさらに重視することの方が今日的課題であることも主張していることを申し添えて、賛成の討論といたします。

○議長（石橋源一）

ほかに討論はありませんね。（「なし」）の声あり

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 37 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（石橋源一）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 13 議案第 38 号 多賀城市民会館条例等の一部を改正する条例について

○議長（石橋源一）

日程第 13、議案第 38 号 多賀城市民会館条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 38 号 多賀城市民会館条例等の一部を改正する条例についてであります。これは多賀城市民会館、多賀城市中央公民館並びに多賀城市埋蔵文化財調査センターの運営管理について指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては教育長から説明させますので、よろしくお申し上げます。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

多賀城市民会館条例等の一部を改正する条例につきましては、市長の説明にもございましたとおり、多賀城市文化センターの外部化に向け、指定管理者制度を導入することができるようにするために必要な条例の改正を行うものでございます。

文化センター外部化の進捗状況につきましては、これまでに機会を得て議員の皆様へ御説明を申し上げ、その中で貴重な御意見賜るとともに、社会教育委員会議や市民会館文化事業協会理事会でも協議を重ねまして、教育委員会で方針を決定してまいりました。

その上で、特に今議会前の 5 月 31 日と 6 月 7 日には、指定管理者が行う業務の範囲や指定までのスケジュール、また文化センターの管理運営に要している経費の内訳や指定管理委託料に対する考え方などについて御説明をさせていただいたところでございます。

しかしながら、その際にお配りいたしました資料や説明に不十分な点がありました。そのために議員各位には、御身御多用の中、再度御足労をおかけしたにもかかわらず、私から御礼、感謝、おわびの言葉もいたしませんでした。大変至らなかつたと反省をいたしております。改めておわびを申し上げます。失礼申し上げます。

文化センターへの指定管理者制度導入につきましては、今後とも議員の皆様や市民の皆様へ御説明を申し上げ、御理解を賜りながら慎重に進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、今回の条例改正につきましては、多賀城市文化センターに指定管理者制度を導入するに当たり、多賀城市民会館条例、多賀城市公民館条例、多賀城市埋蔵文化財調査センター条例の 3 条例の一部を同時に改正する必要がありますことから御提案をさせていただくものでございます。



詳細につきましては副教育長が御説明を申し上げますので、よろしく申し上げます。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

それでは、恐れ入りますが、議案関係資料 2 の 47 ページをお開き願います。

資料 47 ページの 1、条例改正の目的、背景でございますが、多賀城市集中改革プランなどの上位計画を受け、文化センターに指定管理者制度を導入し、効率性の確保と市民会館事業の量的・質的な充実を図り、もって市民サービスの向上を図ることを目的に関係条例の改正を行うものでございます。

次の 2 は、指定管理者が行う業務の範囲の概要を図であらわしたものでございます。さきの説明会でも御説明いたしましたが、文化センターとは、市民会館、中央公民館、埋蔵文化財調査センターの 3 施設の複合施設の総称であり、この文化センターに指定管理者を導入するためには、それぞれの施設ごとに指定管理者が行う業務の範囲を指定することが必要になってまいります。

中央公民館の講座、教室等の企画運營業務及び埋蔵文化財調査センターの資料収集、保管、展示、調査研究業務は、網かけのない部分でございますが、これまでどおり市の職員が直接行う業務とし、それ以外の業務を指定管理者に行っていただくということになります。この図では、網かけの部分が指定管理者の行う業務となります。

図の一番下の業務が 3 施設共通の業務で、建築物本体及び各種設備、門やさくなどの工作物、立木や庭石、駐車場などはすべて共通でございますので、一体管理となります。また、建物内の共通部分としては、電気や機械、給排水衛生設備の維持管理業務や警備、清掃、燻蒸といった業務につきましても、一体管理となります。この 3 施設の共通部分に係る維持管理業務につきましては、これまでも市民会館に予算を一元化して計上し、効率性を確保してきたところでございます。

次に、一つ上の段になりますが、市民会館と中央公民館につきましては、施設、設備の貸し出し業務を指定管理業務といたします。また、使用料については、効率性の観点から利用料金制といたします。利用料金制とは、収納事務を指定管理者の業務とし、その指定は指定管理者の収入にするというものです。

さらに一つ上の段になりますが、市民会館につきましては、これまで行ってきた自主事業を指定管理者の業務とするものでございます。

ただいま御説明いたしました指定管理者に行わせる業務を文言で整理いたしますと、隣 48 ページの 3、条例改正概要の (1) から (3) までとなりますので、内容につきましては後ほど御一読願います。

次の 49 ページをお願いいたします。

ここからは、各施設ごとの条例の新旧対照表を掲載しております。

まず、49 ページは市民会館条例の一部改正でございます。

第 3 条から第 6 条までは、使用許可や使用料の納入に関する文言の整理でございます。

次のページをごらんください。

第 8 条は、施設や設備、備品等の損傷等に対する損害賠償義務について明文化したものでございます。

第 9 条は、市民会館の管理に関する業務のうち指定管理者に行わせることができる業務の範囲を規定するとともに、指定管理者に業務を行わせる場合における読みかえ規定、みなし規定でございます。

次の 51 ページをごらんください。

第 10 条は、指定管理者が管理を行う場合の基準で、法令や条例、規則等に従わなければならない旨の規定でございます。

第 11 条は、市民会館の使用に係る料金を利用料金制とするものでございます。

次に、52 ページをごらん願います。

公民館条例の一部改正でございます。

第 5 条から次の 53 ページの第 8 条までは、使用許可や使用料の納入に関する文言の整理でございます。

第 11 条から第 13 条までは、市民会館条例の一部改正と同様に、中央公民館の管理に関する業務のうち指定管理者に行わせることができる業務の範囲を規定するとともに、指定管理者に業務を行わせる場合の読みかえ規定、みなし規定や、利用料金制等を定めたものでございます。

次の 55 ページをごらん願います。

埋蔵文化財調査センター条例の一部改正でございます。

第 6 条は、埋蔵文化財調査センターの管理に関する業務のうち指定管理者に行わせることができる業務の範囲を規定したものでございます。

第 7 条は、指定管理者の管理の基準を定めたものでございます。

それでは、ここで資料 1 の 50 ページをお開き願います。

第 1 項は、この条例の施行期日を平成 23 年 4 月 1 日からとするものでございます。

ただし、附則第 2 項及び第 3 項に規定する準備行為に係る規定につきましては、公布の日から施行するものでございます。第 2 項及び第 3 項は、それぞれ市民会館及び中央公民館において指定管理者が設定する利用料金の承認及び関係する手続等の準備行為につきましては、この条例施行前においても行うことができる旨を規定したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。2 番佐藤議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

文化センター並びに公民館の部分の説明はわかったんですけども、大代公民館、これ出てきて考えてみたら、大代公民館は条例まだだよなということで、指定管理にできるよう

な条例に改正するんだとこの間説明会でお話があったと思うんですけども、ここには大代公民館について言及していないんですが、この関係はどうなりますか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

大代公民館につきましては、説明会でも申し上げましたが、24年度以降の導入ということでございますので、その時期が参りましたら、改めて御提示させていただきたいと考えております。

○議長（石橋源一）

2番佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

しかし、準備として、ここは公民館、市民会館のすべて指定管理を議決を経て準備に入ると。大代公民館は全く議決も経ないで、地元の人たちがいいと言っているから、それはそれでいいだろうと思うんですけども、24年に議会にかけるといったとき、否決されたらどうするの。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

現段階では、まだ多賀城市が、いわゆる教育委員会が、非常勤職員を雇い上げしている、いわゆる今現在は直営の状況でございます。もし仮に、万が一、地元が受けられないということになれば、それは今のままの形態を継続していきながら、また違った形での将来のあり方というのを検討すべきだというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。（「はい」の声あり）

6番金野議員。

○6番（金野次男議員）

この改革プランは長期的な展望のやつでございます。私が議員になって平成16年5月に多賀城市行政システム改革プランというのを説明受けています。そして、その次、18年3月に多賀城市行財政改革アクションプランというのも説明会を受けて、この中で言われたことは、20年間、平成17年度から38年まで、10年間前期、10年間後期という私は記憶にあります。そして、完全版として、同じく18年に多賀城市集中改革プランというのが出ております。これを見ると、詳細に、長期的な展望で担当課長以下担当課の職員は大変な業務だと思っています。

一番感じたのは、これによって職員の定数が約120名ぐらい削減されるということはこの改革プランには私も賛同する1人として、本日資料をいただきました。また、教育長の方から冒頭に資料等について謝罪も受けておりますが、本日、私は、人、物、金ということでちょっと質問させていただきます。

物というのは、先般5月31日、副教育長が説明した多賀城市の事業仕分けです。そして、金については、6月7日にるる説明を受けました。ただ、人の組織については、私は疑問があったので、資料をいただきました。

それで、組織表が皆さんの方に行っていると思うんですが、教育長を初め四つの課、そして副教育長、この方々はアウトソーシングとか指定管理者制度のいろいろな質疑をやって、教育長に出されると思うんです。そのときの教育長は判断する親分でございます。それに基づいて今回は文化センター、市民会館、中央公民館、埋蔵文化財調査センターという三つのことを出されました。そして、それについて市民会館のやつは相当議論されました。7名の人員については、これは理解します。ただ、私が思うのは、中央公民館の4名。市民会館と中央公民館では11名です。その中の7名が今度削られるわけですから4名。その中で、館長、副館長、そして職員が2人なのか、指定後の4名という数字は、今までの説明会でも一切、テープを起こしてみても、入っておりませんでした。ここに疑問を持って質問したわけですので、この辺についてまず最初、御答弁をお願いします。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

まず、1点目です。中央公民館につきましては、文化センターを指定管理者にした場合、市民とのトラブルを避ける意味もございまして、これは社会教育委員会にでも当分の間、中央公民館をそこに残して、新たな指定管理者と市民の間に立って、市民サービスをきちんと確保するべきであるという御意見をいただいておりますということがまず1点です。

それから、現在の中央公民館のそもそもの業務を担当する職員としては4名程度の業務の量ということで、館長職を残すかどうかにつきましては、今月から始まる職員定数管理ヒアリングの中で、総務部または市長公室の方と協議をしながら定めてまいりたい、このように考えております。

○議長（石橋源一）

金野議員、ちょっとお待ちください。

議案の関係で、本会議の延会を皆様方に御連絡を申し上げさせていただきます。時間の延長。御理解ください。

金野議員。

○6番（金野次男議員）

副教育長、ありがとうございます。それはわかりました。次の委員会までには、これは必ず出ると思います。

それで、先ほど私が長期的展望と言いました。これには長期的展望、前段の10年間で、例えば児童館、保育所、市民会館、市立図書館、総合体育館とかいろいろあります。これで必ずやらなければならない目標は、この10年間のうちに、列挙されています。必ずやるのは、やってもいいんですが、やれないときもあります。そして、その後の10年間の、例えば保育所、太陽の家、るる説明ありました公民館等、前倒しにやるのが望成目標です。目標には必成と望成があります。だから、私言いたいのは、後段の10年間のやつを先にやってもいいという考え方も持っております。その辺も庁内で、また教育長以下、しっかりと議論をしていただきたいと思いますと思うんですが、そういう傾向はあるのか、お伺いします。

○議長（石橋源一）

それでは、教育長。

○教育長（菊地昭吾）

私の方からお答えをいたします。

財政も含めた今後の市政のあり方というのは、市長を中心にして、るる計画を考えているわけでありまして。そういうことを考えると、20年間の改革プランというのが出ておりますが、それについても今後検討といいますか、十分な討議をしながら、計画にはありますがすぐできるもの、あるいはできないもの、あるいは難しいものがありますので、その辺は今後さらに精査をしながら、慎重に、それぞれの社会教育委員会、教育委員会等々ございますので、十分な意見を賜りながら進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（石橋源一）

3番深谷議員。

○3番（深谷晃祐議員）

手短かに1点だけ確認させていただきます。

資料2の48ページの条例改正概要の中で(1)のア、それから(2)のアの部分の、施設及び設備の維持管理に関する業務ということで、指定管理者の選定に当たっては、どういった選定方法で選定するのでしょうか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

基本的には公募という形で考えております。

○議長（石橋源一）

3番深谷議員。

○3番（深谷晃祐議員）

その公募の中で、宮城県内の、仙台市内の例えば文化施設等をこの指定管理者にした場合、仙台市内の施設管理維持に関する業務をその会社が今まで仙台市がやっていたものの場合には市内の業者ということで取り扱っていたようなものが、その指定管理をする会社または何らかの法人の形で業務を委託された場合に、その会社と、言葉は何と言いますか、息のかかったと言いますか、話が通じ合っているような企業にその業務を委託するという部分があるようでございます。それで、多賀城市内の市民会館の中でも、例えば事務所の備品、それから外の植木の管理ですとか、あとは何か破損した場合に修理、維持とか、そういった部分で、地元の企業を優先的にと一言に言葉に語弊があるとあれなんですけれども、そういう部分というのは、公募する中でどのように、私は使うべきだというふうには思うんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

まず、公募の条件といたしましては、今月開催予定をしております選定委員会というものを立ち上げますが、その選定委員会の中でまず公募の条件というものを決定させていただきたいと考えております。

それから、公募した暁でございますが、複数の事業者の応募があった場合に、公開のプレゼンテーションを考えております。したがって、受託された指定管理者、事業者が、すべての業務を自社でやれるということではないと思うんです。今お話があったとおり、例えば庭木の剪定ということであれば、多分それは下請に出すような考え方になるかと思いますが、そういったものは地元の事業者に出すというのもプレゼンテーションの一つだと思いますので、そういったところを十分確認をさせていただいて事業者の選定をしたいと考えております。

○議長（石橋源一）

3 番深谷議員。

○3 番（深谷晃祐議員）

了解いたしました。

それから、次の 50 ページなんですけれども、損害賠償義務ということで、この文言、いつも改正のたびに出ていたんですけれども、「その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部または一部を免除することができる」とあるんですけれども、この市長が特別の事情があると認める内容というのは、どういふふうを考えているんでしょうか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

その損害、いわゆる事故が指定管理者の責めに負わない場合。具体的にいうと今ちょっと考えておりませんが、ケース・バイ・ケースということで考えていきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

3 番深谷議員。

○3 番（深谷晃祐議員）

この文言だけでとれば、市長が、それは特別な事情があるでしょうというふうに認めれば、どんな内容でも免除することがある程度は可能だということなのか。要は、市長が特別な事情があるときというのは、例えば多賀城市の都市計画の中でも決まっています高い建物が建てられないというふうになっても、市長が特別な事情があると認めるときは許すとか許可をおろすとか、そういった部分について、特別な事情というのがどういったものが特別な事情なんですかということもたまに聞かれたりするものですから。こういう場合で例えば特別な事情ということは何を想定して特別な事情というふうに考えているのかお伺いしたいんですが、今はないということなので、そのうち御提示いただければありがたいと思っております。

○議長（石橋源一）

14 番相澤議員。

○14 番（相澤耀司議員）

説明会のときにもお聞きしたんですが、文化センターというのは、やはり文化と芸術の殿堂、非常に2市3町に誇るすばらしいものです。例えば、緞帳にしても、かわらにしても。質問のときにはピアノの音がちょっとおかしいよということも申しあげましたけれども、そういう点は非常に質の高いものを維持していると思っっているんですが、その質の維持はどのようにして行っていくつもりでしょうか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

質の確保ということでございますが、これも企画書、プレゼンテーションの中身で、その事業者そのものが質の維持というものにどう取り組んでいくのかということを押見させていただきながら事業者の選定をしていくわけでございますが、ある程度の定期点検であるとか、例えばピアノであれば年何回の調律をするのかとか、そういったことも事業の中身として押見させていただきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

14 番相澤議員。

○14 番（相澤耀司議員）

例えば、音響でよく市長が中村紘子さんのことを例に出しますように、言うまでもなく、質の高いものがあの文化センターには含まれているわけです。例えば、失礼ながらお聞きしたいんですが、1階フロアにモニュメントがあります。どなたがつくられたか御存じですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

たしか翁さんというふうに記憶しております。

○議長（石橋源一）

14 番相澤議員。

○14 番（相澤耀司議員）

ええ、翁ひろみさんという方がつくられたモニュメントでございまして、御存じだと思いますけれども、この方は仙台市博物館にも非常に質の高いブロンズ像をつくっております。当時はまさに、私ごとき新米が言う必要はないんですが、当時は相当の思いをしてあの文化センターをつくられたことは皆さん御存じのとおりだと思います。そういう意味でも、いわゆる収支だけで物事をおさめるのではなくて、格調高いものだということをしっかり認識していただきたいと思っております。以上です。

○議長（石橋源一）

16 番根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

2 点ほど伺います。

まず、指定管理者を公募するときの、説明会でもいろいろ議論しましたけれども、コストの基準額がありました。公募するときには、そのコストを明示することは当然だと思うんですけども、基準額をコストいっぱいにしたというのは、指定管理者する場合の法的な根拠があるのかどうか。なければ、市単独でそういう設定をしたのか。ほかの市町村の例を通しながら説明していますから、その辺、基本的にお伺いします。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

まず、基本的なことをございますが、法的な根拠というものはございません。

ちょっと補足説明をさせていただきますが……。いいですか。はい。

○議長（石橋源一）

16 番根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

基本的なことを聞いているので、なければいいです。

それから、二つ目は、もし公募して業者さんに指定管理者をお願いする、そうするといういろいろな団体からの受け付けもする。申し込みを受け付けたりする。ということは、多くの個人情報も取り扱うことになります。そうすると、不祥事件もこの間ありまして、個人情報ということに対しては非常にやはり大事にしていかなければならない、市民の情報ですから。そういう意味では、守っていかなければならないと私は思うんです。

これはまずこちらに聞きたいんですけども、多賀城市の個人情報保護条例の実施機関とどうか取り扱い機関というのは、市の職員、それから議会、それからこういう指定管理者になっているのは含むのか、含まないのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

それは含みます。

○議長（石橋源一）

16 番根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

含みますね。だから、指定管理者も含むし、業務委託も含むということもありますね。この間、個人情報の紛失の問題のときには明確な答弁をいただけなかったんですけども、含



むんです。要するに、罰則規定もきちっとあると。重過失の場合、悪質な個人情報を流用する、悪用する、こういう場合にはきちっと対応する、こういうことでよろしいんですね。そういう意味で、文化センターもこれから公募していろいろやっていくと思うんですけども、その辺、しっかりお話をさせていただいて、議会と当局と何ら変わらない、個人情報の取り扱い機関になっていきますよということは明確にお話をさせていただいて管理をしていただくように、しっかりとお話をさせていただきたい。これは要望です。お願いします。

○議長（石橋源一）

要望でよろしいんですか。

○16番（根本朝栄議員）

回答をじゃあお願いします。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

そのようにさせていただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

説明会で幾つかの点をただしたんですけれども、正規の場所できちんと再確認しておきたいと思います。

一つは、多賀城市中央公民館については、講座、教育等社会教育事業の企画運営業務については市の職員が直営でやる。埋文センターは、資料収集、保管、展示、調査研究業務について職員が行うことになっています。このように決定をした理由について御説明ください。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

これは、専門的な知識を有する職員が直接市民の方々にサービスを提供することが望ましいだろうということで、このような形で直営になったものでございます。

○議長（石橋源一）

10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

先ほど、当分の間はこうするんだというような回答があったのではないかなと思うんですけども。さっきの答弁だと、理念的にそうしたんだというふうな答弁に聞こえるんです。さっきの答弁は、けれども、前の方が質問したときは、教育委員会議等で当分の間は置いた方がいいんだということでそうしたんだと。「当分の間」となると、本当はここも含め

て指定管理にゆだねたいんだけど、当分の間はだめだよという社会教育委員会議での指摘があったので、しょうがなくて直営にしたんだというふうに聞こえるわけ。これは非常に大きな問題なんです。理念としてこういうふうにしたのか、本当はここも出したいんだけど、しょうがなくて、そういう意見があるので、残したということなのか、どっちなんですか。

○議長（石橋源一）

それは教育長に答弁をお願いしましょう。（発言者あり）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

大変申しわけございませんでした。

中央公民館の事業そのものが、例えば老人大学であるとか、さまざまな事業がありますけれども、その館に職員が存在しないと、確かに不便な部分はあるかもしれませんが、存在しなくても公民館事業というのは可能性としてはできる可能性があります。これは、さきの昌浦議員の御質問にもあったんですけども、この点に関しましては、まずとりあえず初年度以降、中央公民館のあるべき姿というのを模索しながら、将来、その館をすべて指定管理者にお任せをして、職員がいなくても公民館事業が行えるような条件整備が整った場合には職員を引き上げてもいいのではないかと、こういうことでございます。したがって、前段で申し上げましたような、議員がおっしゃいましたような、全部を引き上げてやるということを前提に考えたものではございませんということ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

正直言って、今の回答は何がなんだかよくわからなかった、私は。理念として多賀城はそこは市の職員を配置してやっていくんだということなのか、それとも、ここも含めて将来は外部に委託したいんだと。だけれども、ここまで一気にやるといろいろな矛盾が出てくるので、社会教育委員がいったとおり、当分の間だけこうするんだということなのか、どっちなんだということです。さっきの副教育長の答弁だと、煙に巻いた答弁だよ、さっきの答弁は。だから、教育長。

○議長（石橋源一）

それでは、教育長ですか。教育長。

○教育長（菊地昭吾）

これは慎重に取り組みなくてはならない。改革プランの俎上にはあります。ただ、このことについて社会教育委員会の理解をもらっているわけではありませんし、もらっているのは今提案している内容であります。ですから、本来の社会教育のあるべき姿、生涯学習のあるべき姿、そういうものをきちっと踏まえながらやっていかなくてはならないということでは、非常に慎重に進めて、あすどうのこうのという問題はないと思っております。当然、今御提案している市民会館については、文化、芸術の殿堂という、施設を見るからに、その中身。ですから、これについても非常に今私たちは緊張感を持って進めております。です

ので、今、将来に向かってどうするのかと言いますと、社会教育委員会、教育委員会で理解をもらっていることではございませんし、その辺、十分踏まえながら今後検討していく課題だろうと思います。以上です。

○議長（石橋源一）

10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

私の意見は、よくわかっていますね。とりあえず、現在言えることは、今回提案した以上でも以下でもなく差し当たりはいくと。将来のことについては、まだ何とも言えないということだね。私の意見はもう何度も言ってきたから、多分わかっていると思うので、十分によく将来のことは考えていただきたい。

それから、私、説明会で三つのことを確認しました。一つは、指定管理者に市民会館をゆだねて、20年ぐらい前に先生方が会館を借りたときに右翼が押しかけて、やめさせろというような圧力をかける行為があった。そのときは多賀城市は非常に正しく対応しまして、右翼の妨害をはねのけて、借りに来て許可を出した方の集会の権利を守って対応したということです。指定管理者になっても、そういうことはきちんとやりますねということについて、きちんとやりますということの説明会で回答しています。

それから、二つ目、市民会館の文化事業を指定管理者にゆだねて、文化事業が細らないのか。やせないのか。要するに、何もしないことが一番損しないわけで、そういうふうになりはしないのかという懸念を表明したことについて、そうはならないんだという回答がありました。

それから、三つ目、社会体育施設の給与と文化センター等の給与が非常に格差が出てくる。社会体育施設の給与の体系については一定見直しをしなければいけないと思っていますと課長から答弁がありました。

この三つについて、本会議でもきちんと確認をさせていただきたいんですけども。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

まず、1点目、利用者の権利をどんな状況があっても守れるのかというふうな御質問でございますが、これは生涯学習課長が答えましたとおり、できる限り利用者の利便を守りたい、このように考えております。

それから、事業が細らないかというふうな御質問でございますが、これも指定管理者の努力で、これまで以上に量的に質的に高い芸術文化観賞の機会を提供していただける事業者を選定したい、このように考えておりますので、今以上の期待をもってよろしいのかなというふうに思います。

それから、体育館での市民総合スポーツクラブの方の給与の問題でございますが、これは指定管理者の更新時期に、事務局の方と十分話し合いを持って、御納得いただけるような指定管理のあり方について協議を進めていきたい、このように考えております。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

後半の二つはいいです。最初の一つ、副教育長が守りたいと言ってもだめなんです、これは。指定管理に出すから。私が心配しているのは、文化会館について、どこの会社になるか法人になるかわからないけれども、ゆだねるわけだね。そのときにきちんとした対応ができるのか、担保されるのかということを知っているんです。教育委員会が守るか守らないかというのを知っているのではないんです。だって、許可権者は、市民会館の指定管理にゆだねた企業の責任者になるでしょう、その現場の責任者になるでしょう。だから、そういうことは心配ないのかと知っているんです。ないのかと。教育委員会が守りたいかどうかを知っているのではなくて、そういう心配は大丈夫なんですか、指定管理に出しても。大丈夫なら大丈夫だと答えてもらえばいいし、心配だったら心配だと……、答えられないな、心配だと。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

心配だというのが結論かなとは思いますが、「限りなく」と私申し上げたいと思います。私たちは利用者の権利を守ることも、もちろんこれはとても大切なことだと思っております。多分、これはさきの東京のプリンスホテルでの取り消しの訴訟やそういった問題にかかわってくるのかなと思っておりますが、指定管理者が許可をしたからそれを取り消すとか、指定管理者にすべてをゆだねるということではなくて、こういう特殊な問題が発生した場合には、これは契約上の問題になるかと思っておりますが、それぞれ協議をさせていただいて、お互いに一番いい解決方法を模索していきたいと思っております。基本的には、条例のとおりということでございます。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

ここで心配だと言ってはだめなんだよ。大丈夫ですと言わないとだめですよ、ここでは。

憲法に思想・信条の自由、集会・結社の自由がある。憲法が保障する集会の自由に基づいて会館使用なんかを認めているわけだから、それに対して不当な圧力とかがあった場合に、それを排除すべきなんだというのが裁判所が下した判例です。それから、もともと社会教育法等で規定しているのは、そういうことなんです。教育委員会が、指定管理にするときに、ちょっとその辺が心配なんですよと言われたら、ちょっと賛成できなくなっちゃうね、これは。憲法の立場できちんとやりますというふうに答えてもらわないと。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

きょうは条例をこういうふうにしてお示しして、御理解をいただいているということで、この条例に基づいてやるわけですから、心配をいたしていません。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

資料の2の49ページ、第3条の2に、市長は会館を使用しようとする者が次各号に該当するとき許可しないこともあると書いています。第3条の3なんかは、これを拡大解釈しようと思うと、どうにもなるんです、例えば。だから、この場で、そういうことはないんだよと。あのとき対応したようにきちんとやりますからと言え、それで済むんです。ただ、条例のようになると、これは不安になってくる。(3)のこういうのがあって、私たちも心配だとあなた方が言って、そして教育長は条例のとおりやるんだと言って、私が聞いていることに直接答えようとしな。そうなると、ちょっと私は不安になってくるんだけど。あのとき毅然と教育委員会が対応したように、多賀城市が毅然と対応したように、毅然と市も教育委員会も対応するし、それから指定管理した業者に対してきちんと憲法から社会教育法からきちんと守ってやりますと、なぜ言えないんですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

それはルールに基づいてきちんと守ってやります。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

まずは、中央公民館の件。先ほど藤原議員の質問に対して、指定管理者に移行するのは、あたかも検討するような話だったんですけども、説明会のときは、同じフロアに指定管理者と中央公民館の職員が一緒にいるのはまずいのではないかと、やっぱり切り離すべきではないかという視点でお話をした。なれるまでは当分の間というか、指定管理者の方々がなれるまでは一緒に置いた方が市民のためにいいだろうという判断だというお話ではなかったですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

そういうふうな判断ではなくて、同席をする、同じフロアに公民館の職員がいることの方がむしろメリットがあると、こういうふうな考え方でございます。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

違うよ。やっぱり業務が違うんだから離すべきじゃないかという一つの論法の中で、あなたは、申しわけないですけども、離して何もわからないとうまくないから、中央公民館とりあえず置いておいて、お互いに意思疎通をしてやっていけばいいんじゃないかと思って当分の間置くんだという回答だと思っていました。違うの。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

はい、そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

であれば、公民館の事業というのは指定管理者に移行しないという基本方針なんだよ、ここでは。それをあたかも検討するような答弁するのは、おかしいわけです。今回の条例の中では。今後シフトしていった場合に、時が流れていって、いろいろな情勢の変化が出てくるかもわからない。今回の条例の指定管理者における条例改正については、このことは現状どおりやっていくんだ、当分の間は事務室を一緒にしていきたいんだという発想でいいのかどうか、もう一回確認します。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

議員おっしゃるとおりで、そのとおりでよろしいです。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

それから、文化事業の関係。細らないですかという質問。細らないようにしますと言っている。では、細ったか細らないかは、どういう判断基準で持っていくのか。その基準があるとすればお示ししていただきたいし、ないとすれば、指定管理者指定に当たって、一つの基準、物差しを出していただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

一義的には事業の本数であり、入場者数でありというふうなことが一つの物差し、いわゆるバロメーターになるのかなというふうに思っておりますが、そのほかには来場者によるアンケートであるとか、市民の意識という考え方が一番大きな物差し、いわゆる尺度になるのかなというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

なぜこういう質問するかというと、指定管理者は5年間の契約なんです。そうすると、今あなたがおっしゃったようなことを指定管理者にすると、そうなった場合には契約を切りますよ、契約を破棄しますというところまで言うておかないと、受けるときはいい格好してやった、さあ1年たったら全然それに到達していなかったという問題が必ず出てくるということを予想しなければいけない。ですから、そういう点の物差しはきちっとやっておくことが大事ではないかと私は思いますので。いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

そういった契約上の文言については、内容を吟味していきたいと思います。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

それから、文化センター、中央公民館使用の場合、減免措置があります。この減免措置の団体は、きちっと成文化して、われわれにも示していただきたいんですが。トラブルが多い。社会教育団体に属すれば減免措置になるんですけども、その団体とはこれこれこういうものだということをきちっとやらないと、指定管理者、おら知らないんだと言われたら大変なことになるので、その辺についてはきちっと整理してやっていくおつもりでしょうか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

これまでもルールに基づいて登録をしていただいた社会教育団体につきましては減免対象ということでやってまいりましたので、その件につきましても契約書の中にきちんとうたい、仕様書の中にも入れて、そういう市民の方々の活動を保護してまいりたい、このように考えております。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

その団体を扱った場合の減免した費用については、指定管理者にはどのような補てんをしていこうと考えていますか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

現在のところは、その補てんは考えてございません。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

それは契約の条件に明記するということを確認しておいてよろしいですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

はい、よろしいです。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そうであれば、これから新たに社会教育団体というのが出た場合でも、指定管理者でなく生涯教育課の方に申し出て、それで指定管理者の方に通告をしていく仕組みにしていきたいと思いますか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

はい、そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。（「なし」）の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。



これより議案第 38 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 39 号 多賀城市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長(石橋源一)

日程第 14、議案第 39 号 多賀城市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(石橋源一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 39 号 多賀城市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。これは医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険法の引用条文について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(石橋源一)

保健福祉部長。

○保健福祉部長(内海啓二)

それでは、資料 2 の 56 ページをごらんいただきたいと思います。

ただいま市長の方からも申し上げましたとおり、国民健康保険法の改正に伴いまして、特定健康診査等を規定しておりました条文の条番号が第 72 条の 5 から第 72 条の 4 に繰り上がったため、新旧対照表記載のように改めるものでございます。

なお、改正前の国民健康保険法第 72 条の 4 は、高額医療費市町村に対する指定市町村制度に関する規定で、その制度が廃止されたことに伴いまして、以下の条文が繰り上がったものでございます。

資料 1 の 52 ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するというふうにするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 39 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 15 議員提出議案第 1 号 多賀城市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋源一）

日程第 15、議員提出議案第 1 号 多賀城市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

提出者の藤原益栄議員から提案理由の説明を求めます。藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

議員提出議案第 1 号について趣旨を説明させていただきます。

けさほど各議員に配られました議員提出議案第 1 号関係資料をごらんになっていただきたいと思ひます。

まず、第 1 に本条例案の趣旨でございますが、御存じのとおり、昨年第 4 回の定例会に水道料金の改定案が上程されまして、賛成多数で可決されました。本年 4 月より 20 ミリ口径 20 立方メートル使用で月額 150 円の値下げが行われたわけでありまして、しかし、この値下げによっても本市の水道料金は非常に高い水準にありまして、全国 1,088 事業所中、高い方から 39 位になった。26 位から 39 位になっただけでありまして、依然高い状況になってございます。

しかも、当局の予定では、黒字は今後も年平均 1 億円以上を続ける予定となっております。この 1 億円の黒字のうち、平成 23 年度から 26 年度にかけて年平均約 7,000 万円の水道料金を引き下げに回そうというものでございます。

ここで、すみませんが、ミスプリントが二つほどございまして、一つは 1 ページの下から 10 行目、「平成 22 年度」から 26 年度の間と書いてありますが、「平成 23 年度」に訂正をお願いしたいと思ひます。それから、2 ページなんですけど、下から 7 行目、その本市での活用枠は年平均「71,012 千円」となっていますが、「70,369 千円」に訂正をお願いしたいと思ひます。

すみません、もとに戻ります。

2、水道料金引き下げ案の内容でございます。

(1) 水道料金の引き下げ幅ですが、これは 10 立方メートルまでの従量料金、現行の 90 円を 67 円に引き下げる。10 立方メートルを超えて 20 立方メートルまでの従量料金、210 円を 198 円に下げるというものでございます。旧料金は、10 立方メートルまでが 100 円、それから 10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでが 215 円となっておりますが、旧料金と比較しますと現行料金の引き下げ幅は 10 立方メートルまでが 10 円、それから 10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでが 5 円でありましたけれども、本条例案の下げ幅は、それぞれ 33 円と 17 円になりまして、下げ幅をそれぞれ 3.3 倍に使用という中身でございます。

施行時期ですが、料金引き下げは平成 23 年 4 月徴収分からということでございまして、条例には平成 23 年 3 月 1 日から施行するというようにしてございます。

3、水道料金引き下げの原資に何かという問題ですが、(1) 料金引き下げの原資は損益収支の余裕分であるということをごひとも御理解いただきたいと思ひます。平成 23 年度から 26 年度までの間、引き下げに要する額は年平均 7,101 万 2,000 円でございますが、この原資には損益収支の年平均黒字額 1 億 640 万 8,000 円の中から同じ額を充てようというものでございまして、黒字額が 3,539 万 6,000 円程度となるように料金を設定するというようにしてございます。

次に、(2) 資本費平準化債は 3 条予算には活用できないということでございます。従来、提出者が「資本費平準化債を活用して水道料金を引き下げる」という説明をしてきたために、借金をして水道料金を下げるべきではないという見解が議会の一部から表明されてまいりました。これは、提出者の説明が不十分であったために生じた誤解でございまして、資本費平準化債はあくまでも 4 条予算の財源となるものでございまして、直接 3 条予算に充当することはできません。したがって、料金引き下げの原資は、あくまでも損益収支の余裕財源であるということをごひとも御理解いただきたいと思ひます。

4、4条予算の不足財源は資本費平準化債で補てんできるという点ですが、当局によりますと、4条予算への補てんは積立金の取り崩しのほか、年平均1億6,658万5,000円が必要だというふうにしてございます。本条例案では、現行料金での年平均黒字額1億640万8,000円のうち7,101万2,000円を料金引き下げ財源に回しますので、4条予算で同じ額が不足するということになります。この資金調達ができない場合、この不足財源はさらに積立金の取り崩しに頼ることになるわけであります。

しかし、幸い、自公政権下の平成18年度より水道事業にも資本費平準化債が導入されました。これは減価償却費を超える元金償還額について、元金償還額を平準化するために借りがえを認めるものでございまして、極めて合理的な制度であり、大いに活用すべき制度と考えるものであります。その本市での活用枠は、年平均7,036万9,000円でありまして、水道料金引き下げに要した金額、すなわち新たに4条予算で不足することになった金額をほぼ補てんすることができることとなります。

5、料金を引き下げても、市当局案の設備投資額は維持し、かつ資金保有額は上回るということですが、したがって本条例に基づいて水道料金の引き下げを行いましても設備投資は当局の予定どおりに執行し、かつ市当局が平成26年度末には残したいという資金5億6,876万3,000円をさらに6,779万8,000円上回る6億3,656万1,000円の資金を手元に残すことができる。値下げをしても、当局案以上の資金は残すことができるという、そういう中身の条例なんだということをぜひ御理解いただきまして、議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。本案につきましては、建設水道常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は建設水道常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

日程第16 議案第40号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（石橋源一）

日程第16、議案第40号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 40 号 和解及び損害賠償の額の決定についてであります。これは平成 21 年 7 月 29 日に市道上で発生した転倒事故について、事故の相手方と和解し、並びに損害賠償の額を決定するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定より、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては建設部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

それでは、資料 2 の議案関係資料で御説明申し上げます。資料 2 の 57 ページをお開きください。

和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

1 の事故発生の日時は、平成 21 年 7 月 29 日の正午ごろでございます。

2 の事故の状況でございます。鶴ヶ谷三丁目地内の市道鶴ヶ谷団地 2 号線上におきまして、相手方は市道の側溝をまたいで車に荷物を運ぼうとしたところ、10 センチほどの側溝ふたのすき間に左足をとられ、あおむけに転倒して背骨を骨折したものであります。なお、事故当時は強い雨が降っていて、路面は滑りやすい状態でありました。

3 の事故の原因でございます。本件事故につきましては、市道の管理上の瑕疵があったこと、また相手方が以前から当該側溝ふたのすき間を認識しており、注意していればそれを避けられたところではありますが、その注意を怠ったことに起因して発生したものであります。

4 の損害賠償の額は、治療費、慰謝料等、10 万 690 円でございます。実際の治療費等の総額は 33 万 5,632 円となっておりますが、双方に過失があるということで、市が 3 割、相手方が 7 割の過失割合としたものでございます。

なお、これにつきましては、社団法人全国市有物件災害共済会から歳入として同額を受け入れることになっております。

最後に、本件事故を教訓といたしまして、なお一層道路管理には万全を期する所存でございます。

また、本事故発生後、早急に当該側溝ふたの修繕を完了しておりますことを御報告いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

背骨を骨折したんですね。それで、過失割合、市が3割、相手が7割ということなんですけれども、これを決めたのは何か根拠があって3割、7割というのを決めたんですか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

負担割合が3割、7割ということで、相手方の過失を大きく見ているわけですがけれども、同様に過去に起きた事故について、過去の裁判の判例をもとに過失割合を算定した結果、相手方の過失割合は7割とさせていただきます。

○議長（石橋源一）

18番昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

それでは、この相手方さんはどのくらい通院したのか入院したのかわからないですけれども、背骨骨折してこの金額なんでしょうけれども、その入通院というのはどのくらいだったんですか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

特に入院はされなかったようなんですけれども、事故が起きてから治療が完了したのが平成22年3月1日まで治療がかかったということでした。

○議長（石橋源一）

18番昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

そうしますと、骨折といってもぼきっと折れたのではなくて、ひびが入ったというか、倒れているから、その衝撃で骨にひびが入ったような状況の骨折なのかな。ちょっと骨折という表現にしては金額が少な過ぎるような気がしてならないんですけれども。まして入院もしていないというのは。どういう状況だったんですか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

具体的には、背骨の下から2番目の骨が破裂しまして、欠けた骨が神経に触れる状態になって、事故後は自宅で安静にしていたということになります。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。18番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

わかりました。そういう状況で、完治したのでしょうかから、3月1日までかかって。

これで相手方も、この金額と合意の内容、これで了承しているということで承知していいわけですね。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

相手方とは、この金額、内容で和解しております。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第41号 宮城中央地区視聴覚教育協議会の廃止について

○議長（石橋源一）

日程第17、議案第41号 宮城中央地区視聴覚教育協議会の廃止についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 41 号 宮城中央地区視聴覚教育協議会の廃止についてであります。これは平成 23 年 3 月 31 日をもって宮城中央地区視聴覚教育協議会を廃止することについて、地方自治法第 252 条の 6 の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては副教育長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

それでは、宮城中央地区視聴覚教育協議会の廃止について御説明申し上げますので、議案関係資料 2 の 58 ページをお開き願います。

まず、1 の現状及び経過でございますが、視聴覚教育協議会は視聴覚教育を効率的に行うことを目的として昭和 43 年、宮城郡内の各町及び名取郡秋保町による協議会が設立され、昭和 47 年には宮城中央地区視聴覚教育協議会と名称を改め、昭和 53 年からは現在の多賀城市、松島町、七ヶ浜町及び利府町の 1 市 3 町という構成となり、現在まで運営してまいりました。以来、会長を多賀城市が担い、中央公民館に事務局を置き、教材の貸し出しや映写技術の普及を行ってまいりました。

この間、視聴覚教育は学校教育や社会教育で活用され、一定の役割を果たしてまいりましたが、教材は 16 ミリフィルムから VHS ビデオテープや DVD と移り変わり、一般家庭への機器類も普及し、また教材の借上げに関しましても民間事業者の利便性が向上しているなど環境の変化が進み、近年は利用が減少しております。

このような中、構成市町においては、平成 18 年度から協議会の今後のあり方について検討を進めてまいりましたところ、このたび平成 22 年度末をもって廃止することで合意したものでございます。

2 の廃止理由でございますが、当協議会は設立以来 41 年が経過し、この間、情報通信技術の進展や民間事業者による利便性の向上など、視聴覚教育を取り巻く著しい環境の変化が廃止の大きな理由でございます。

また、資料に記載はございませんが、この上部組織であった宮城県視聴覚教育連絡協議会も、このような理由から、ことしの 3 月末、平成 21 年度末をもって既に解散をいたしております。また、県内の広域視聴覚協議会でも既に廃止となったところもあり、他の広域協議会においても統廃合する動きが強まっております。

次のページ、3 の廃止後の視聴覚機材・教材の取り扱いについてでございますが、教材として学校等に貸し出ししてまいりました 16 ミリフィルム、VHS ビデオテープ、DVD につきましては、今後も構成自治体の共通の財産として多賀城市が保管し、貸し出しのみを従来どおり行うこととしております。なお、保管場所からの配送などにかかる経費につきましては、借り受けをする町が担当することになります。

(2) 及び (3) につきましては、御一読願います。



次に、4の今後のスケジュールでございますが、平成22年6月に協議会廃止について構成市町において議会の議決をいただき、平成23年3月の解散、そして出納閉鎖となる平成23年5月に監査委員の監査を受け、精算し、一切を終了しようというものでございます。

当協議会は地方自治法第252条の2の規定により議決をいただいて設置された協議会であることから、解散につきましても同法第252条の6の規定により議会の議決を得て廃止することになりますことから、今議会に提案させていただいたものでございます。

なお、構成町であります松島町、七ヶ浜町及び利府町におきましても、今6月議会に上程しておりますことを御報告させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。18番昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

まず、協議会でいろいろ買っていたテープとかフィルムとか、いずれは廃棄せざるを得なくなると思われます。劣化なんかしていると思うので。その場合の廃棄の取り決めというのは、構成市町である1市3町の中でどのような決め方で。いずれ廃棄するようになるという取り決めは、ちゃんとされているんでしょうね。それをまずお聞きしたいこと。

2点目。4の今後のスケジュールの中で精算処理というのがございますが、これはどのような精算をされるのか。金銭の精算なども当然、構成している市と町は分担金を支払っていままで維持していたわけですから、そこに余剰金とか何かそういうものがあるのであれば、どういうふうな精算をするのか。

この2点をお聞きしたいと思います。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

まず、先ほどビデオテープや機器材の財産というふうなお話でございますが、基本的に、所有権を移転した財産というものは当協議会では持っておりません。

ちなみに、現在あるビデオプロジェクターであるとか16ミリ映写機については、これはすべて事業者からのリース、借り受けということでございます。

また、16ミリフィルムやビデオテープ、DVD等につきましては、これは事業者から契約上、借り受けをしているという形になります。その借り受けの条件でございますが、一度借り受けをしますと、映画の著作権、いわゆる制作後70年間はその著作権があるということで、その著作権の使用料として契約行為をさせていただいております。したがって、一度契約をすると70年間使ってもいいですよということになりますので、それをそのまま返却するのはもったいないので、そのまま借り受けを継続する、こういう考え方でございます。

なお、参考までに、地方自治法の解釈上、協議会是一部事務組合と違いますので、協議会が固有の財産を保有しないというのが建前になっております。

次に、精算でございますが、これまでの運営経費等については今年度まで各構成市町の負担金をいただいて運営をさせていただいております。当然残金が生じるものと思われませんが、それにつきましては、構成市町の負担割合に応じて返金をする、こういう形になるのかと思います。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

きちんとした御説明をいただいたんですけども、念のため確認しておきたいんですけども、宮城中央地区視聴覚ライブラリーから私、いろいろフィルム借りたんです。映写機も借りて、映写会なんか昔はやっていたんです。そのときに、やたらフィルムがだあつと並んでいた棚があったんですけども、あれは買ったのではなくて、いわゆる借り受けと言うんですか。その場合、恐らく金銭が発生しますね。それは1回目の借り受けのときに今後70年間分を支払っていたというふうに理解してよろしいんですね。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

1度の借り受けで70年間ということで御理解いただいて結構でございます。

○議長（石橋源一）

14 番相澤議員。

○14 番（相澤耀司議員）

当協議会で作成した記録というのはないんですか。フィルムとかDVDとか、作成した記録というのはないんですか。借りたものばかりなんですか。自分たちでつくった記録というのはないんですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

基本的には借り受けしたものだけでございます。

○議長（石橋源一）

14 番相澤議員。

○14 番（相澤耀司議員）

これだけ歴史のある協議会だったので、何かのいろいろな記録が残っているのかなと思ってお聞きしているんです。もしもあることが発見されたとすれば、最近のDVDとか何かに記録を移して、きちんとしたところに保管する必要があるんじゃないかなと思ってお聞きしました。

○議長（石橋源一）

答弁はよろしいですか。（「お願いします」の声あり）副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

そのような16ミリフィルムとかビデオテープには、実はもう既に廃盤になったとても貴重な資料が存在しております。そういったものにつきましては、今後記録として、DVDに移すかどうかは今後の問題かと思えますけれども、そういった貴重な財産につきましてはこれからも残してまいりたい、このように考えております。

○議長（石橋源一）

よろしいですか、相澤議員。

21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

ちょっと確認します。先ほど財産はないと。そうしますと、8ミリとかああいうのは全部リースであったと。ですから、解散と同時にそれは返却するという扱いですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

1市3町、いわゆる協議会で借り受けしていたものにつきましては、すべて返却をするということで考えております。

○議長（石橋源一）

21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

では、多賀城の公民館で借り受けしているものはあるんですか、あそこに。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

多賀城市独自でこれまで借り受けしているものはございません。ただし、先ほど申し上げましたように、貴重なフィルムを残して、それを市民の方々に活用してもらうことは今後も続けてまいりますので、これからは1市3町の協議会で借り受けするのではなく、多賀城市が独自に借り受けをして市民の方々に提供してまいりたい、このように考えております。

○議長（石橋源一）

21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

今まであるフィルムについては、そのまま保管はしていくんだという考え方で、なくならないという発想でよろしいんですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

はい、そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そうすると、今後は中央公民館の業務として進めていくというふうに理解しておいてよろしいですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

はい、そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ここに臨時職員として職員を配置しておりますね。これについては引き続き公民館の非常勤職員でやっていくという発想でおられるのでしょうか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

この非常勤職員につきましては、宮視協、いわゆる協議会で雇い上げをした職員ということでございますので、来年度以降は考えてございません。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

多賀城で事務局を預かってきたということであるから、では終わりですよ、おしまいというわけにいかないでしょうから、多賀城で何とかの形をつくることも考えなければいけないんじゃないかと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

冒頭でも申し上げましたが、最近の利用につきましては相当利用数が激減しております。そのようなことを考えると、事務局として、1市3町分を担っているだけの業務量であれば週30時間の非常勤ということもありますが、多賀城市内だけということで限定して考えれば、現存する職員で対応してもやれるのかなというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

ですから、非常勤職員をここで使わなかったら、多賀城全体で雇用の確保という意味で考えられるんじゃないかと思うんですが、いかがですかと聞いているんです。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

大変失礼いたしました。そのような方向で、本人の希望または受け入れ先があれば、そのような受け渡しはしてまいりたい、このように考えております。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。

これをもって質疑を終結いたします

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 18 議案第 42 号 平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 19 議案第 43 号 平成 22 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（石橋源一）

この際、日程第 18、議案第 42 号 平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算（第 2 号）及び日程第 19、議案第 43 号 平成 22 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の 2 件を一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 42 号 平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出からそれぞれ 1 億 192 万 6,000 円を減額し、総額 189 億 9,233 万 7,000 円とするものであります。

これは、従来为国庫補助金を廃止し、新たに創設された社会資本整備総合交付金の交付額の内示を受け、既定事業の見直しを行ったことによる減額補正、財源組み替え等を、また高橋地区の浸水対策の一環として実施する農業用排水路改修に係る追加補正を行うのが主なものであります。

次に、議案第 43 号 平成 22 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出にそれぞれ 687 万 8,000 円を追加し、総額 31 億 4,237 万 8,000 円とするものであります。

歳出の主なものは、社会資本整備総合交付金の内示に伴う財源組み替えのほか、雨水施設整備工事の増額補正並びに公共下水道施設耐震診断・設計業務委託料の減額補正を行うものであります。

歳入の主なものは、社会資本整備総合交付金の追加補正を行うものであります。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。本案 2 件については、委員会条例第 6 条の規定により、21 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案 2 件については、21 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました補正予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、全議員 21 人を指名いたします。

---

○議長（石橋源一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あす6月17日は休会いたします。

明後日6月18日は、補正予算特別委員会終了後に本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後5時58分 散会

---

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年6月16日

議長 石橋 源一

署名議員 米澤 まき子

同 金野 次男